

## トービン税をめぐる内外の動向

山 口 和 之

- ① トービン税とは、米国のノーベル経済学賞受賞者ジェームズ・トービンが為替相場の過度の変動の抑制を目的として、1970年代に提案した外国為替取引に対する税であり、通貨取引税、金融取引税、国際連帯税などとも呼ばれている。
- ② トービン税に対しては、市場の安定化、実現可能性などの観点から様々な批判がなされてきた。一方でグローバリゼーションの進展とともに急拡大する通貨取引に対する課税からは、世界全体で年間250～400億ドル（税率0.005%の場合）の税収が見込まれている。
- ③ 1990年代後半になると、1970年代以降頻繁に発生していた通貨危機に対する為替相場安定策の一つとして、トービン税が再び注目されるようになった。また、トービン税から見込まれる巨額の税収は、途上国支援や地球環境問題などの世界規模の課題を解決するための新たな資金源として注目されるようになった。2000年代半ば以降、元来のトービン税と異なり、投機抑制を目的とせず、市場活動の障害とならないよう極めて低い税率で課税する通貨取引開発税などが、国際連帯税として提案されるようになった。
- ④ 2008年のリーマンショックが引き金となって発生した世界金融危機では、政府から支援を受けた金融機関に対し、その対価を負担すべきとする議論の中で、国際的な金融取引に幅広く課税する金融取引税に注目が集まった。特に、債務危機に揺れる欧州では、2011年に欧州委員会が金融取引税の提案を行い、ユーロ圏の一部への導入に向けて議論が進められている。また、2012年8月には、フランスが欧州委員会の提案とは課税対象などが異なるものの、金融取引税を導入している。
- ⑤ 日本においても、2000年代半ば以降、研究者やNGO団体によるトービン税や国際連帯税の議論が活発化し、2008年には国際連帯税の創設を求める超党派の議員連盟が発足している。日本円に通貨取引税を導入した場合、年間25～60億ドル（税率0.005%の場合）の税収が得られるとの推計がある。平成22～24年度税制改正大綱では、地球規模の問題解決のための資金源として国際連帯税の検討が盛り込まれたが、平成25年度税制改正大綱では国際連帯税は取り上げられなかった。
- ⑥ 最初の提案から40年近くが経過したトービン税は、課税目的や課税対象が変化し、税収の用途も二重構造化している。日本では、これまで国際連帯税として通貨取引開発税を中心に検討が進められてきたが、EUが進めている金融取引税にも注目していく必要がある。

# トービン税をめぐる内外の動向

財政金融調査室 山口 和之

## 目 次

はじめに

### I トービン税とは

- 1 時代背景
- 2 トービンの提案
- 3 トービン税の改良案
- 4 トービン税の論点
- 5 トービン税で見込まれる税収
- 6 トービン税の法制化

### II トービン税の再評価

- 1 開発のための資金調達—国際連帯税—
- 2 世界金融危機後の動き—金融取引税—
- 3 日本の動き

おわりに

はじめに

トービン税 (Tobin Tax) とは、米国のノーベル経済学賞受賞者ジェームズ・トービン (James Tobin) が為替相場の過度の変動の抑制を目的として1970年代に提案した外国為替取引に対する税であり、通貨取引税 (Currency Transaction Tax)、金融取引税 (Financial Transaction Tax)、国際連帯税 (International Solidarity Levy/Contribution) などとも呼ばれている<sup>(1)</sup>。トービン税は、経済への影響や実現可能性などに対する批判から長い間、顧みられることはなかった。

しかし、1990年代後半になると、1970年代以降頻繁に発生していた通貨危機に対する為替相場安定策の一つとして、トービン税が再び注目されるようになった。加えて、途上国支援や地球環境問題などの世界規模の課題を解決するために新たな資金源が求められ、トービン税が国際連帯税の一つとして、再評価されることになった。

さらに、サブプライム・ローン問題に端を発し、2008年のリーマン・ショックで顕在化した世界金融危機は、ドルを中心とした国際的な金融システムへの疑念を呼び起こすとともに、金融機関の活動への批判を高めた。政府から支援を受けた金融機関に対して、その対価を負担すべきとする議論の中で、国際的な金融取引に幅広く課税する金融取引税に注目が集まった。中でも、ギリシャの財政問題に端を発する債務危機に揺れる欧州では、2011年に欧州委員会が金融取引税の提案を行い、ユーロ圏の一部への導入に向けて議論が進められている。2012年8月には、欧州委員会の提案とは課税対象などが異

なるものの、フランスが金融取引税を導入している。

わが国においても、2008年に国際連帯税の創設を求める超党派の議員連盟が発足し、平成22～24年度税制改正大綱(2009年12月～2011年12月)では、地球規模の問題解決のための資金源として国際連帯税の検討が盛り込まれたが、平成25年度税制改正大綱(2013年1月)では、金融取引税は取り上げられなかった。

本稿では、トービン税が提案された背景・経緯、有効性をめぐる議論、見込まれる税収などを取り上げるとともに、概念が拡大している国際連帯税や金融取引税(近年再評価が進み「トービン税」と総称されることもある)をめぐる国内外の動向を紹介する。

## I トービン税とは

### 1 時代背景

トービン税とは、トービンが1972年に提案した通貨取引に対する税である。トービン税が提案された1972年という年は、第二次世界大戦後約25年間続いた国際通貨体制(ブレトンウッズ体制<sup>(2)</sup>)が、1971年8月のリチャード・ニクソン(Richard Milhous Nixon)米大統領のドルの金兌換の停止(ニクソン・ショック)によって、崩壊した直後にあたっている。

第二次世界大戦後、米国の圧倒的な経済力の下に成立したブレトンウッズ体制では、金とドルの交換比率(金1オンス35ドル)を定め、ドルと各国通貨を固定相場で連結させた。1947年に国際通貨基金(IMF)が活動を開始した当時、米国は、世界全体(ソビエト連邦を除く)の約65%<sup>(3)</sup>の金を保有していた。米国の金

(1) 是枝俊悟『トービン税(金融取引税)とは何か』大和総研, 2009, p.2. <<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/tax/09111301tax.pdf>> なお、本稿におけるインターネット情報は2013年1月30日現在、肩書きは当時のものである。

(2) ドルを機軸とした固定相場制。

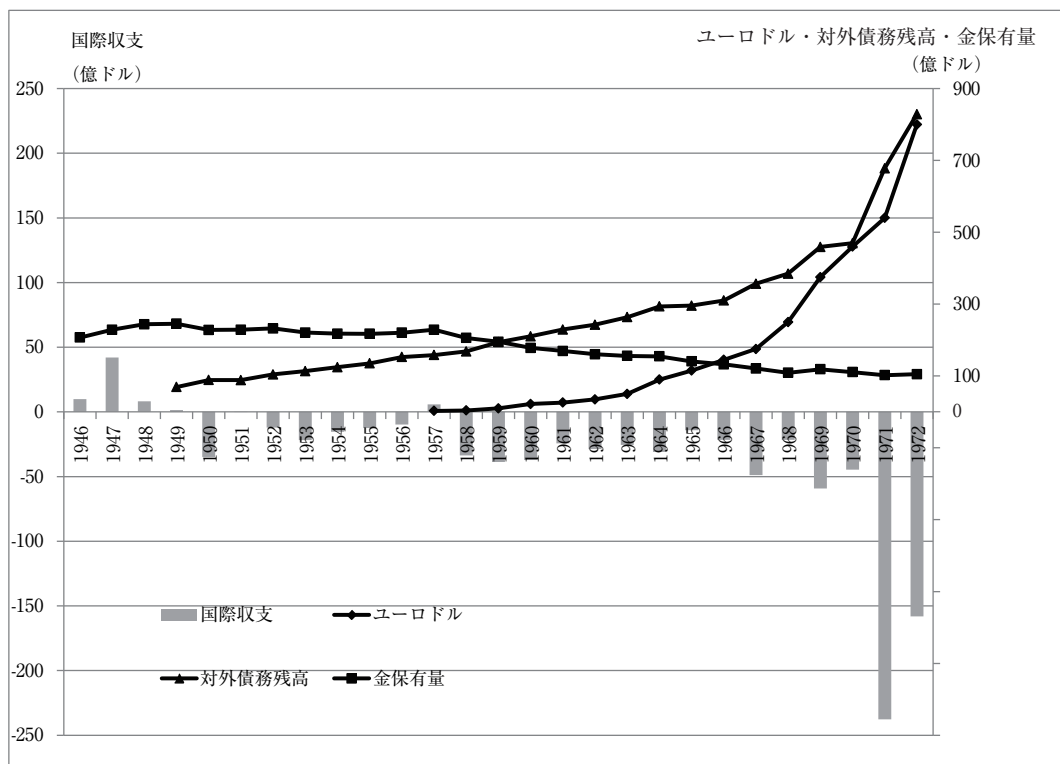
(3) *Federal reserve bulletin*, 38<sup>(12)</sup>, 1952.12, p.1346より算出。

保有量は、ピーク時（1949年）には世界全体の約75%<sup>(4)</sup>を占めるまでになった。ところが、欧州の復興や欧州主要通貨のドルとの交換性回復（1958年）が米国民間資本の欧州への投資を増大させるとともに、米国の海外軍事支出や途上国地域への経済支援の増大などによるドルの対外供給の増加も米国の国際収支を悪化させ、米国外に滞留するドルを増大させた。国際収支の赤字による対外ドル債務の累積はブレトンウッズ体制の枠外に巨大なユーロドル<sup>(5)</sup>市場を生み出した。1958年には3億ドルであったユーロドルは、1972年には800億ドルと260倍以上に激増した（図1）。このユーロドルによる大規模な投機がブレトンウッズ体制の盲点をついて横行することになった<sup>(6)</sup>。

1960年には、米国の対外債務残高が金の保有額を超えるようになった。この結果、米国の金準備を前提としたブレトンウッズ体制は大きく揺らぎ、米国の金保有量は、ニクソンショックが発生した1971年には、ピーク時の約4割、世界全体の約28%まで落ち込んだ。

ドルの供給量の増大に伴う通貨価値の下落とユーロドルを中心とした短期流動資金の大量の国際的な移動は、頻繁な通貨・金投機を引き起こすことになった。1960年ロンドン金自由市場（1954年再開）における金価格の高騰（金1オンス41.6ドル）によるドル危機を皮切りに、1964～65年ポンド危機、1967～68年ポンド危機と金投機、1968～69年フラン危機とマルク投機、1971年マルク投機と金投機、などが発生した。<sup>(7)</sup>

図1 米国の国際収支とユーロドルの推移（1945-72年）



（出典）Federal reserve bulletin, 38(12), 1952.12, p.1346; International financial statistics yearbook 1979, Washington, D.C.: IMF, 1979, pp.426-427; Survey of current business, 54(6), 1974.6, p.30; 「通貨投機とその対応策」『三井銀行調査月報』454, 1973.5, p.5 を基に筆者作成。

(4) International financial statistics yearbook 1979, Washington, D.C.: IMF, 1979, p.40 より算出。

(5) 米国以外の市場で取引される米ドル通貨。

(6) 柴田裕『国際通貨制度』成文堂, 1987, p.71.

(7) 大島清編『戦後世界の通貨体制』東京大学出版会, 1972, pp.141-155, 196-216.

1971年のブレトンウッズ体制崩壊後、為替変動幅を拡大（1→2.25%）して固定為替レートの再調整（金1オンス35→38ドル）を行ったスミソニアン体制は、通貨危機を生み出す経済構造を解決するものではなく、相次ぐ通貨投機に見舞われた末、わずか2年ほどで崩壊し、1973年から主要先進国は変動相場制に移行した。<sup>(8)</sup>

## 2 トービンの提案

トービンは、このような時代背景の中で、ブレトンウッズ体制の崩壊後は、金融がグローバル化して国境を越える大量の資金移動が可能となり各国政府が政策によって国内経済を律することが難しくなると考え、その解決策として、短期の外国為替取引に一律の税率の税を課すことで投機的取引を抑制し通貨安定を図るため、トービン税を提唱した。

1972年にプリンストン大学で行った講演の中でトービンは、通貨投機を生み出し、国家の貨幣政策の自律性の喪失を招く国際的な資本の移動可能性の増大を抑制するためには、外国為替取引における差損の危険性を高めることが一つの方法であり、その一つの手段として、国際

的な通貨の直物（スポット）取引<sup>(9)</sup>のすべてに、例えば1%といった国際的に合意された単一税率の税（通貨取引税）を課するというアイデアを提案した。<sup>(10)</sup>

取引税を通じて金融取引の利用コストを高めることによって金融市場における投機的な取引を抑制するという考えはケインズにまでさかのぼることができる<sup>(11)</sup>。トービン自身も、トービン税のアイデアはケインズの『雇用・利子および貨幣の一般理論』（1936年）から示唆を得たと語っている<sup>(12)</sup>。株式取引に取引税を導入すれば、他者の短期的な行動に対する投機家の思惑に対して、株式市場における長期的で基本的な株価形成の比率が強化できるとのケインズの指摘<sup>(13)</sup>と同様のことは、外国為替市場にもあてはまるとトービンは考えた<sup>(14)</sup>。

トービンは、1978年の米国東部経済学会の講演でトービン税についてさらに詳しく述べている<sup>(15)</sup>。その中で、トービンは、ブレトンウッズ体制崩壊後の国際金融システムの不安定化の問題の核心は固定制や変動制といった為替交換制度にあるのではなく<sup>(16)</sup>、国際的あるいは通貨間の民間金融資本の過剰な可動性にあると主張

(8) 矢部洋三ほか編著『現代経済史年表』日本経済評論社、1991、p.217.

(9) 通貨売買を契約した日（約定日）から2営業日後に受け渡し（資金決済）をする外国為替取引。

(10) J. Tobin, *The new economics, one decade older*, Princeton: Princeton University Press, 1974, pp.83-93. (邦訳：矢島鈞次・篠塚信吾訳『インフレと失業の選択—ニュー・エコノミストの反証と提言』（ダイヤモンド現代選書）ダイヤモンド社、1976、pp.106-116.）

(11) P.B. Spahn, "International Financial Flows and Transactions Taxes: Survey and Options," *IMF Working Paper*, WP/95/60, 1995.6, p.3. <<http://www.wiwi.uni-frankfurt.de/profs/spahn/pdf/publ/7-041.pdf>>

(12) "Die missbrauchen meinen Namen," *Der Spiegel*, 36/2001, 2001.9.3. <<http://www.spiegel.de/spiegel/print/d-20017795.html>>

(13) J.M. ケインズ（塩谷九十九訳）『雇用・利子および貨幣の一般理論』東洋経済新報社、1979、p.178.

(14) J. Tobin, "Special Contribution: A tax on international currency transactions," United Nations Development Programme (UNDP), *Human Development Report 1994: New dimensions of human security*, p.70. <[http://hdr.undp.org/en/media/hdr\\_1994\\_en\\_chap4.pdf](http://hdr.undp.org/en/media/hdr_1994_en_chap4.pdf)> (邦訳：国連開発計画『人間開発報告書1994—「人間の安全保障」の新しい側面』国際協力出版会、1994、p.70. <[http://www.undp.or.jp/HDR\\_J/HDR\\_light\\_1994\\_Japanese\\_Version.pdf](http://www.undp.or.jp/HDR_J/HDR_light_1994_Japanese_Version.pdf)>)

(15) 以下の記述は次の資料による。J. Tobin, "A Proposal for International Monetary Reform," *Eastern Economic Journal*, 4(3-4), 1978.7, pp.153-159. <[http://college.holycross.edu/ej/Volume4/V4N3\\_4P153\\_159.pdf](http://college.holycross.edu/ej/Volume4/V4N3_4P153_159.pdf)> (邦訳：岡野祐介「国際通貨改革のための提案」『別冊 環7 税とは何か』藤原書店、2003、pp.168-179.）；小原英隆「投機的国際資本移動へのケインジアンを取り組み—トービン税とデビッドソンの改革案—」『明治大学社会科学研究所紀要』39(2), 2001.3, pp.305-338.

(16) 固定相場制のブレトンウッズ体制下においても、通貨投機は頻発していた。

した。国境を越える国際的な金融資本の可動性は、各国政府や中央銀行による国内の金融政策や財政政策の有効性を失わせ、雇用、生産、インフレーションといった各国政府の経済政策目標を自律的に達成することを困難にする。国際的な価格変動に対応した財や労働力の移動は、流動的な資金の移動よりはるかに遅く、大きな為替変動を生み出す短期の投機的金融取引が実体経済に苦痛を与えることになると考えた。

トービンは、このような過剰な可動性を抑制するためには二つの方法があるとした。一つは世界経済を統合し、共通通貨、共通の金融財政政策をめざすというものであるが、近い将来の実現性がないことは明らかであった。もう一つは次善の策ではあるが、国家や通貨圏間の金融の垣根を強化して、投機的な為替取引を抑制し、特定の経済政策や目的を有する個々の政府や中央銀行が自律性を拡大できるようにする通貨取引税の創設である。

トービン税の重要な点は通貨間の短期の往復取引（投機）を抑制することであり、各国は自国内の通貨取引を管理する。英国を例にすると、英国政府は、ポンドとの取引の有無にかかわらず、ロンドンに位置するユーロカレンシー<sup>(17)</sup>銀行とブローカーの、すべての通貨間の取引に対し課税する責任を持つ。税収は、適切にIMFまたは世界銀行に支払われるとされている。

最初の提案から25年あまり後、1996年に東京で開催された国連大学主催の講演の中で、トービンは次のように述べている。トービン税を提案した最も重要な動機は、国際通貨制度の機能を改善し、国家の通貨政策の自律性がある程度保つことであった。単一の世界通貨が創造され、単一の通貨政策が実現されていない現状

では、各国の中央銀行の政策と通貨市場の金利は、ある程度の差をもつ余地が必要であるというのがトービンの認識であった。その一方で、1970年代に始まった通貨市場のグローバル化の中で、すべての先進国において資本統制と為替制限が廃止され、コンピュータと通信の技術革新は、通貨交換のコスト低減、迅速化、容易化を達成し、通貨市場で動く民間資金量は、中央銀行が個々にあるいは協調して動員できる準備金の量などを取るに足らないものとした。このような中で、民間金融部門による裁定取引<sup>(18)</sup>に対抗して、中央銀行が単独で金利差を維持することがますます困難になった。為替取引に課税する一番重要な点は、短期の投機的取引のみを選択的に自動抑止し、通貨間の往復取引を抑止することである。税収が得られることは、トービン税の副産物ではあるが、第一義的な目的ではない。税収が国際的目的で使われるという導入理由であれば、トービン税以外にも、化石燃料の消費、海洋での漁業資源の乱獲など、世界の環境に害を及ぼす活動に対する課税も可能であるとトービンは指摘している。<sup>(19)</sup>

### 3 トービン税の改良案

フランクフルト大学財政学教授であったパウル・ベルント・シュパーン (Paul Bernd Spahn) は、トービンの提案する単純な通貨取引税では、国際金融市場の働きを阻害し、流動性に問題を発生させ、投機の抑止にもならないとして、トービン税の問題点を次のように指摘した<sup>(20)</sup>。

トービン税では、金融市場の効率と安定性を保証する通常の取引と市場を不安定化させる投機取引を区別できない。スポット取引のみを課税対象とすることは、デリバティブ（金融派生

(17) 通貨発行国の外で取引される通貨。

(18) 市場の違い等によって生ずる価格差や金利差を利用して利益（利ざや）を獲得しようとする取引。

(19) ジェームズ・トービン 「新世界秩序」の現実と偏狭な政治」『エコノミスト』74(48), 1996.11.12, pp.72-75.

(20) 以下の記述は次の資料による。P.B. Spahn, "The Tobin Tax and Exchange Rate Stability," *Finance and Development*, 33(2), 1996.6, pp.24-27. <<http://www.imf.org/external/pubs/ft/fandd/1996/06/pdf/spahn.pdf>> (邦訳: 「トービン税と為替レート安定化」『日経調査資料』96(6), 1996.9, pp.19-33.)

商品)取引など他の代替取引手段で課税回避を発生させる可能性があり不適切である。また、1%という税率では、より大きな利益が見込まれる投機に対しては抑制にならず、投機を抑制できるほど税率を高くした場合、市場の機能を阻害する。さらに、大規模な為替取引から生ずる相当額の税収をどのように割りあてるかについて、世界的なコンセンサスを得るのは困難である。

このような問題があるにもかかわらず、シュパーンは、金融市場を安定化させるためには、トービン税に代わる代替案は少ないとして、通常の取引へは最小限の税率(スポット取引では0.02%、デリバティブ取引では0.01%)の取引税、投機的な取引へは高率の為替課徴金という二重構造にするというトービン税の改良案(シュパーン税)を提案した。なお、シュパーン税は、理想的にはトービン税と同様に国際的規模で実施されるべきだが、1か国または数か国でも実施可能とされている。

#### 4 トービン税の論点

金融経済学の主流派を代表する伝統的な市場の均衡メカニズムを重視する経済学者は、トービン税のような金融取引への課税に対して、市場の効率性と合理的期待形成といった最も基本的な仮定に反するとして次のように批判している。

トービン税は、短期的な為替取引量を課税で抑制することによって市場の変動性(volatility)の抑制を意図しているが、現代の金融市場における大量の取引は、主に市場参加者の活動から生じている。高い流動性は、基本的な均衡に向かう資産価格の動きを容易に、かつ滑らかにし、価格発見を行うため、まさに必要なものである。

さらに、短期取引の大部分は、リスクヘッジとリスク分散に関連している。投機は、価格発見過程とリスク分散の両方に不可欠な要素であり、価格発見過程を安定化させ、資産価格を円滑かつ急速に均衡へ向かわせる。過度な投機によって引き起こされる内生的な行き過ぎというものは存在せず、基本的な均衡からの資産価格のどのような逸脱も、外生的な衝撃によっており、単なる一時的な現象である。トービン税を含むいかなる取引費用の増加も流動性を減少させ、その結果、資産価格の短期的な変動性を増大させる。さらに、国際金融取引に係る税は実施が困難であり、金融市場の参加者は税を回避する方法を見つけ出してしまふ。<sup>(21)</sup>

##### (1) 市場の安定化

トービン税の賛同者と批判者は共に、外国為替市場に投機が存在し、課税によって取引量が減少することを認めているが、取引量の減少が市場の安定をもたらすかどうかという点で異なった見方をしている。

トービン税が市場を安定化(変動性を減少)させるかという点について、サセックス大学のニール・マッカーラー(Neil McCulloch)らは、これまで行われた理論的な研究(市場参加者の課税に対する反応を理論モデルでシミュレーション)と実証的な研究(様々な国で類似の課税が行われた際に実際に起こった影響を分析)を調査して次のように述べている。

多くの理論研究では、低税率のトービン税がノイズトレーダー<sup>(22)</sup>(投機家)を減少させることによって市場の変動性を減少させると結論づけている。同時に、多くの理論モデルでは、税率の選択には細心の注意を払う必要があること、税率が高い場合には、市場の取引量と流動

(21) S. Schulmeister et al., *A General Financial Transaction Tax: Motives, Revenues, Feasibility and Effects*, WIFO (Austrian Institute of Economic Research), 2008, p.7. <[http://www.wifo.ac.at/www/servlet/www.upload.DownloadServlet/bdoc/S\\_2008\\_FINANCIAL\\_TRANSACTION\\_TAX\\_31819\\$.PDF](http://www.wifo.ac.at/www/servlet/www.upload.DownloadServlet/bdoc/S_2008_FINANCIAL_TRANSACTION_TAX_31819$.PDF)>

(22) 正確でない情報(ノイズ)によって意思決定を行う投資家。

性の減少が変動性を減少させず、むしろ増加させる可能性があることを示唆している。一方、現実の金融市場における取引費用と変動性の関連を調査した実証研究の大部分では、取引費用と変動性の間に正の関係があり、課税など取引費用の増加が変動性の減少ではなく増加に結びついているとしている。<sup>(23)</sup>

また、より高率な為替課徴金により投機の抑制をめざしたシュパーンの二段階課税に関しても、必ずしも安定化の効果を保証するものではなく、通貨取引税が常に市場安定化をもたらす強力な手段となることは難しいが、その一方で課税によって流動性の面から相場の安定性を損なう可能性もそう大きくはないとの指摘もある<sup>(24)</sup>。これまでの研究では、トービン税が為替市場の安定化に対し常に有効（有害）であるとは言えないと考えられている<sup>(25)</sup>。

## (2) 実現可能性

トービン税の批判者は、全世界で同時に実施しないと課税回避が発生する可能性があるとし、そのため、トービン税の実施は困難であると主張している。その主な論点には、非課税の金融商品への代替、税率と取引費用の調和及び異なる市場への租税回避がある。

まず、トービンの提案は伝統的な外国為替市場のスポット取引を課税対象としているが、この方法では、スポット市場の取引は大幅に減るが、非課税のスポット取引に近い代替取引は増

加することになり、見込んでいた税収が大幅に減少することになる。他の金融商品に代替されるという問題に対処するためには、スポット取引以外の先渡取引<sup>(26)</sup>やスワップ取引<sup>(27)</sup>などのデリバティブ取引を含む広い範囲の金融商品（外国為替以外の株式、債券などを含む）にも課税すべきであると議論されている。<sup>(28)</sup>

次に、市場の歪みを避けるためには、税率を金融市場での実際の取引費用と比較して小さな割合にする必要があることが合意されている。取引費用が市場によって大きく異なるため、市場によって税率を変える必要がある。例えば、外国為替市場の取引費用は株式市場より小さいため、為替取引の税率は株式取引より非常に小さくする必要がある。<sup>(29)</sup>

さらに、市場参加者の非課税地域への租税回避の問題に対する解決策としては、世界の主要な金融センターのすべてで課税が行われる、あるいは課税管轄権を法的あるいは実的に独占している資源に課税する必要がある。前者の実現は非常に困難であるが、後者が実現できれば、1か国（または複数国）での課税が可能とされている。例えば、株式における印紙税では、個々の国が自国に登録した企業が発行する株式の登録と所有権の移転を管理するため、課税することができる。同様に、各国は自国通貨による外国為替取引の決済をある程度制御することができる。通貨取引税単独の導入は、近年では、決済地の集中化、形式化、規制によって容易になっ

(23) N. McCulloch and G. Pacillo, "The Tobin Tax: A Review of the Evidence," *IDS Research Report*, 68, 2011.5, pp.17-33. <<http://www.ids.ac.uk/files/dmfile/rr68.pdf>>

(24) 和仁道郎「為替取引税の安定化効果をめぐる問題点—トービン税は有効か、有害か?」『横浜市立大学論叢人文科学系』59(3), 2008, pp.227-265.

(25) Staff of IMF, *A Fair and Substantial Contribution by the Financial Sector: Final report for the G-20*, IMF, 2010, p.20. <<http://www.imf.org/external/np/g20/pdf/062710b.pdf>>

(26) 将来の時点で、予め定めたレートで為替の受け渡しを行う取引。店頭取引で現物決済を行う。デリバティブ取引の一種。

(27) 外国為替取引で、直物為替の売買と同時に、それと同額の反対の方向の先物為替の売買を同時に行う取引。デリバティブ取引の一種。

(28) McCulloch and Pacillo, *op.cit.*(23), pp.33-35.

(29) *ibid.*, pp.35-36.



たとされている。多通貨同時決済銀行（CLS 銀行）<sup>(30)</sup>と各国の即時グロス決済（RTGS）<sup>(31)</sup>システムは、外国為替取引の発生と支払の間を一对一で対応づけることを可能にしており、CLS 銀行は、世界の外国為替取引の75%<sup>(32)</sup>を決済している。さらに、世界各国の金融機関間でメッセージサービスを提供する SWIFT<sup>(33)</sup>のネットワークが一般的に導入されているため、決済システムの中核にある各国の中央銀行により、オフショア<sup>(34)</sup>の差額決済<sup>(35)</sup>やデリバティブ取引にも課税が可能となる。この結果、各国は、決済地において外国為替取引への単独での課税が容易になったとされている。<sup>(36)</sup>

金融取引への課税は、実務的な課題は残されているが、原理的には他の税を管理するより困難ということはなく、いくつかの点でむしろ容易（金融部門の強力な記録管理能力が税の会計処理を容易にし、比較的少数の課税対象は税務機関の負担を軽減するため）であるとされている。<sup>(37)</sup>

その一方で、米国の民間銀行である CLS 銀行を通じた課税に対しては、法的・現実的な実現可能性、国家主権との関係、CLS 銀行を利用しないことによる租税回避や決済リスクの増加、複数通貨を介在させた取引の重複課税など

の問題点が指摘されている。<sup>(38)</sup>

### (3) 税の負担者

トービン税の賛同者が、税負担が主に富裕な金融機関や個人に対して極めて累進的に作用すると主張するのに対して、批判者は、税負担は値幅（スプレッド）の拡大や高い借入コストの形ですべて最終利用者が支払うことになると主張しているが、いずれも根拠は示されていない。トービン税を最終的に誰が負担することになるかについての分析的あるいは実証的研究はほとんどなく、この問題に言及する研究では、税負担は税の制度設計に依存すると推測する傾向にある。

トービン税を当初負担するのは大口のトレーダーであることは一般的に合意されているが、最終的な税負担は金融セクターの異なる部門との競争の程度に依存している。法人所得税の税負担に関する研究からは、長期的には税のかなりの部分が金融機関の利用者に転嫁される可能性が示唆されているが、大部分の世帯では資本所得が比較的少ないことを考えると、付加価値税や個別間接税と比較すると、トービン税は累進的であろうとされている。<sup>(39)</sup>

(30) Continuous Linked Settlement Bank. 主要通貨（17 通貨）間の外国為替決済を専門とする米国の特別目的銀行。時差による決済事故（ヘルシュタット・リスク）の削減を目的として設立。

(31) Real Time Gross Settlement. 金融機関間の取引決済をその都度個別に決済する方法。決済事故が発生した場合、金融システム全体に与える影響を限定する。

(32) 上村雄彦「日本発国際連帯税の実現に向けて—航空券連帯税と通貨取引税の可能性—」（税制調査会第2回 国際課税小委員会（平成22年9月21日）資料）2010.9.21, p.27. <[http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/senkoku/2010/\\_icsFiles/afildfile/2010/11/22/senkoku2kai2.pdf](http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/senkoku/2010/_icsFiles/afildfile/2010/11/22/senkoku2kai2.pdf)>

(33) Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication（国際銀行間通信協会）

(34) 国境を越えて行われる資金取引に対して、国内の金融資本市場の法的制約を少なくし、主に非居住者取引のために設けられた国際金融市場。

(35) 決済時に原資産の受渡をせず、反対売買等により算出された損失、または利益に応じた差額のみを授受する決済（差金決済）。

(36) McCulloch and Pacillo, *op.cit.*(23), pp.36-41.

(37) J.D. Brondolo, "Taxing Financial Transactions: An Assessment of Administrative Feasibility," *IMF Working Paper*, WP/11/185, 2011.8, p.5. <<http://www.imf.org/external/pubs/ft/wp/2011/wp11185.pdf>>

(38) 税制調査会専門家委員会「国際課税に関する論点整理」2010.11.9, pp.7-8. <[http://www.cao.go.jp/zei-cho/etc/2010/\\_icsFiles/afildfile/2010/11/18/221109houkoku.pdf](http://www.cao.go.jp/zei-cho/etc/2010/_icsFiles/afildfile/2010/11/18/221109houkoku.pdf)>

(39) McCulloch and Pacillo, *op.cit.*(23), pp.57-63.

### 5 トービン税で見込まれる税収

外国為替取引への課税によって得られる税収については、これまで様々な推計が行われている(表1)。仮定されている税率は0.001～1%、年間税収は100億(税率0.005%)～2500億ドル(同0.1%)と多岐にわたっている。課税による取引量の減少も、0%から取引の禁止に近いレベル(-99.7%)まである。

外国為替市場の拡大(図2)に伴って低い税率でも相当規模の税収が見込めるようになったため、総じて、新しい推計の方が想定税率は低い。0.005%の課税で、250～400億ドルの税収が得られ、また、想定税率の低下により、取引量の減少も20%以下と市場への影響も小さいものとなっている。

表1 通貨取引税による税収の推計(世界全体)

推計者 (公表年)	対象年	対象取引* 〔対象通貨〕	1日当たりの 取引額 (10億ドル)	課税回避	弾性値**	取引量***の減少	税率	年間推計税収 (10億ドル)
H. D'Orville and D. Najman (1995)	1992	直、デ(渡、先、ス、オ)	293	-	-	-20%	0.1%	56.32
							0.25%	140.1
P. B. Spahn (1995)	1995	直、デ	1,000	-	-	0%	0.02%	50
D. Felix and R. Sau (1996)	1992	直、デ(渡、先、ス、オ)	576	25%	-0.75	-	0.25%	205.5
							0.05%	90～97
							0.1%	148
P. Kenen (1996)	1995	直、デ(渡、先、ス、オ)	1,120	25%	-0.3～-1.75	-49%	0.25%	180
							0.05%	100
J. Frankel (1996)	1995	直、デ(渡、先、ス)	1,230	20%	-0.32	-20%	0.1%	166
J. Tobin (1996)	1995	直	1,120	-	-	-70%	0.1%	50～94
フランス財務省 (2000)	1998	直、デ(渡、ス)	1,500	20%	-0.5(非金融部門) -1(その他金融機関) -1.5(銀行間)	-67% (中央推計値)	0.01～0.2%	500億ユーロ (中央推計値)
ベルギー財務省 (2001)	1998	直、デ(渡、ス)	1,500	15(税率0.01%) ～25%(同1%)	-0.5(非金融部門) -1(その他金融機関) -1.5(銀行間)	-47～-99.7%	0.01～1%	19～128
フィンランド財務省 (2001)	1998	直、デ(渡、ス)	1,442	20%	-0.5(非金融部門) -1(その他金融機関) -1.5(銀行間)	-47～-99.7%	0.01%	71
							0.25%	102
							1%	177
D. Cassimon (2001)	1998	直、デ	2,100	-	-	-	0.01%	47.25
A. Binger (2003)	2001	直、デ(渡、ス)	1,200	-	-	-50%	0.1%	132
A. Clunies-Ross (2003)	2001	直、デ(渡、ス)	1,210	-	-	-	0.02%	53
M. Nissanke (2004)	2001	直、デ(渡、ス)	1,173	2%	-0.12～-0.23	-5%	0.01%	30～35
S. Kapoor (2004)	2001	直、デ(渡、ス)	1,200	-	-	-15%	0.02%	17～19
B. Jetin and L. Denys (2005)	2004	直、デ(渡、ス)	1,900	15.1(税率0.01%) ～ 15.2%(同0.02%)	-0.5	-29(税率0.01%) ～ -42%(同0.02%)	0.01～0.02%	27
							0.02%	25
							0.1%	125
							0.16%	16%
(ベルギー財務省と フィンランド財務省 の推計を代替式で再推計)				15.1(税率0.01%) ～25%(同1%)	-0.5(非金融部門) -1(その他金融機関) -1.5(銀行間)	-47～-99.7%	0.01～1%	27.8(税率0.01%) ～210.5(同1%)
S. Spratt (2006)	2004	直、デ〔ドル、ユーロ、 円、ポンド〕	1,880	-	-	-2.5%	0.005%	23.54
							-5%	0.01%
S. Schulmeister et al (2008)	2006	直、デ (市場、店頭)	3,637	-	-	-15～-35%	0.01%	50.7～67.6
						-50～-75%	0.05%	63.4～169
						-65～-85%	0.1%	84.5～253.4
R. Schmidt (2008)	2007	直、デ(渡、ス)〔ドル、 ユーロ、円、ポンド〕	3,227	-	-	-14%	0.005%	33.41
リーディング・グルー プ・タスクフォース (2010)	2009	直、デ(渡、ス)	3,637	-	-0.43	-14.6%	0.005%	25～34.38

推計者 (公表年)	対象年	対象取引* (対象通貨)	1日当たりの 取引額 (10億ドル)	課税回避	弾性値**	取引量***の減少	税率	年間推計税収 (10億ドル)
UN Secretary-General's High-level Advisory Group on Climate Change Financing (2010)	2020	CLS 銀行を経由する取引	3,000	-	-0.5 ~ -1	-21 ~ -37% (税率 0.01%) -3 ~ -6% (同 0.001%)	0.01 ~ 0.001%	7 ~ 60
N. McCulloch and G. Pacillo (2011)	(2010)	直、デ(渡、ス)	2,914	20%	-0.606	-	0.002%	13
							0.005%	25
							0.012%	55
R. Schmidt and A. Bhushan (2011)	2010	直、デ(渡、ス、オ)	3,981	-	-0.5	-19%	0.005%	40

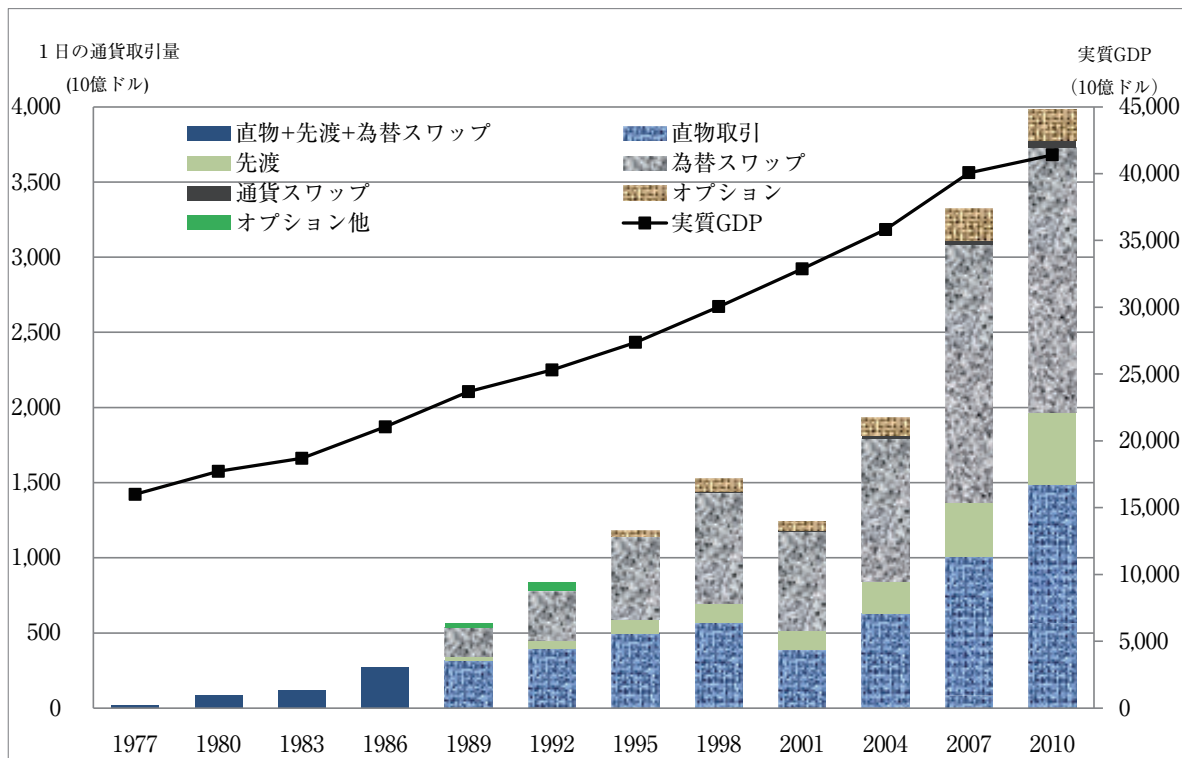
(注) \* 直 = 直物取引 (spot) デ = デリバティブ取引 (derivatives) 渡 = 先渡取引 (outright forward) 先 = 先物取引 (future) ス = スワップ取引 (swaps) オ = オプション取引 (option)。  
先渡、先物、スワップ、オプションは、デリバティブの一種。

\*\* 取引コストの変化率に対する取引量の変化率。

\*\*\* 課税回避等を除いた課税ベースの取引量。

(出典) B. Jetin and L. Denys, *Ready for Implementation: Technical and Legal Aspects of a Currency Transaction Tax and Its Implementation in the EU*, World Economy, Ecology and Development e.V. (WEED), 2011, p.131. <[http://www2.weed-online.org/uploads/CTT\\_Ready\\_for\\_Implementation.pdf](http://www2.weed-online.org/uploads/CTT_Ready_for_Implementation.pdf)>; *Globalizing solidarity: The Case for Financial Levies: Report of the Committee of Experts to the Taskforce on International Financial Transactions and Development*, Leading Group on Innovative Financing for Development, 2010, pp.22-23. <[http://www.leadinggroup.org/IMG/pdf/Financement\\_innovants\\_web\\_def.pdf](http://www.leadinggroup.org/IMG/pdf/Financement_innovants_web_def.pdf)>; N. McCulloch and G. Pacillo, "The Tobin Tax: A Review of the Evidence," *IDS Research Report*, 68, 2011.5, pp.44-46, 54-57. <<http://www.ids.ac.uk/files/dmfile/rr68.pdf>>; S. Spratt, *A Euro Solution: Implementing a Levy on Euro Transactions to Finance International Development*, Intelligence Capital Limited/Stamp Out Poverty, 2006, p.55. <[http://www.stampoutpoverty.org/wp-content/uploads/2012/10/euro\\_solution.pdf](http://www.stampoutpoverty.org/wp-content/uploads/2012/10/euro_solution.pdf)>; R. Schmidt and A. Bhushan, "The Currency Transactions Tax: Feasibility, revenue estimates, and potential use of revenues," *Human Development Research Paper*, 2011/09, 2011, pp.19-22. <[http://hdr.undp.org/en/reports/global/hdr2011/papers/HDRP\\_2011\\_09.pdf](http://hdr.undp.org/en/reports/global/hdr2011/papers/HDRP_2011_09.pdf)>; S. Schulmeister et al., *A General Financial Transaction Tax: Motives, Revenues, Feasibility and Effects*, WIFO (Austrian Institute of Economic Research), 2008, p.71. <[http://www.wifo.ac.at/www/servlet/www.upload.DownloadServlet/bdoc/S\\_2008\\_FINANCIAL\\_TRANSACTION\\_TAX\\_31819\\$.PDF](http://www.wifo.ac.at/www/servlet/www.upload.DownloadServlet/bdoc/S_2008_FINANCIAL_TRANSACTION_TAX_31819$.PDF)>; *Report of the Secretary-General's High-level Advisory Group on Climate Change Financing*, New York: United Nations, 2010.11, pp.25, 49-50. <[http://www.un.org/wcm/webdav/site/climatechange/shared/Documents/AGF\\_reports/AGF%20Report.pdf](http://www.un.org/wcm/webdav/site/climatechange/shared/Documents/AGF_reports/AGF%20Report.pdf)> を基に筆者作成。

図2 全世界の通貨取引量と GDP の推移



(出典) Bank for International Settlements, *Triennial Central Bank Survey of Foreign Exchange and Derivatives Market Activity in 1995, 1998, 2001, 2004, 2007, 2010*. <<http://www.bis.org/publ/rpfx10t.htm>>; Mahbub ul Haq et al., eds., *The Tobin Tax: Coping with Financial Volatility*, New York: Oxford University Press, 1996, p.291; *World Databank: World development Indicators & Global development finance*, World Bank. <<http://databank.worldbank.org/ddp/home.do?Step=1&id=4>> を基に筆者作成。

## 6 トービン税の法制化

2001年12月にフランスでは、一般税法典を修正して、通貨取引税を規定する2002年予算法(第88条)<sup>(40)</sup>が成立した。トービン税にあたるこの通貨取引税は、外国為替取引のうちスポット取引と先渡取引を対象とし、0.1%(上限)の単一税率としたが、欧州共同体全加盟国の通貨取引税に関する国内法の整備が条件となっていたため、実施には至らなかった。なお、フランスでは2012年第一次補正予算法(第5条)<sup>(41)</sup>によって、通貨取引税を規定する一般税法典第235terZD条が改定され、2012年8月から金融取引税(通貨取引は課税対象外)が実施されている。(II-2-(4)参照)

また、2004年11月にベルギーでは、シュパーン税にあたる外国為替・銀行券・通貨取引税導入に関する法律が成立した。通常の取引には0.02%、定められた変動幅を超える取引には最大80%の税率で課税され、税収の一部は欧州連合(EU)が管理する基金に払い込まれ、開発協力などに活用するとされている<sup>(42)</sup>。しかし、欧州通貨同盟の全加盟国が同様の立法を行うまで効力を発しないとされているため、現在はまだ発効していない。

## II トービン税の再評価

トービンによれば、通貨取引に課税するという提案に対する反響はほとんどなく、経済学者からは無視を決め込まれ、時折、通貨危機が発生し鎮静化した後、ジャーナリストや金融関係者が興味を示すだけであった<sup>(43)</sup>。しかし、たびたび発生する通貨危機<sup>(44)</sup>によって、外国為替相場安定策の一つとして外国為替取引税を先進国首脳会議などの場で取り上げようとする動きが起こるようになった<sup>(45)</sup>。

また、グローバリゼーションの進展とともに急拡大する通貨取引に対する課税は、見込まれる税収の面からも再びトービン税に対する注目を集めることになった<sup>(46)</sup>。税収の用途の一つは、途上国支援や地球環境問題などの世界規模の課題に対する新たな財源(国際連帯税)としてであり、もう一つは、世界金融危機・欧州債務問題での公的支援などでひっ迫した各国の財政に対する新たな財源(金融取引税)としてである。

税収の用途目的により国際連帯税と金融取引税は、元来のトービン税が対象としていた取引よりも課税対象が拡大し、市場への影響を抑え

(40) “LOI n° 2001-1275 du 28 décembre 2001 de finances pour 2002.” <[http://www.legifrance.gouv.fr/jopdf/common/jo\\_pdf.jsp?numJO=0&dateJO=20011229&numTexte=1&pageDebut=21074&pageFin=21133](http://www.legifrance.gouv.fr/jopdf/common/jo_pdf.jsp?numJO=0&dateJO=20011229&numTexte=1&pageDebut=21074&pageFin=21133)>

(41) “LOI n° 2012-354 du 14 mars 2012 de finances rectificative pour 2012.” <[http://www.legifrance.gouv.fr/jopdf/common/jo\\_pdf.jsp?numJO=0&dateJO=20120315&numTexte=1&pageDebut=04690&pageFin=04707](http://www.legifrance.gouv.fr/jopdf/common/jo_pdf.jsp?numJO=0&dateJO=20120315&numTexte=1&pageDebut=04690&pageFin=04707)>

(42) “Loi instaurant une taxe sur les opérations de change de devises, de billets de banque et de monnaies,” *Moniteur Belge*, 2004.12.24, pp.85760-85763. <[http://www.ejustice.just.fgov.be/mopdf/2004/12/24\\_2.pdf#Page2](http://www.ejustice.just.fgov.be/mopdf/2004/12/24_2.pdf#Page2)> (邦訳: ATTAC 関西グループ「ベルギーの通貨取引税に関する法律」<<http://www.jca.apc.org/attac-jp/japanese/Belgianlaw.pdf>>)

(43) J. Tobin, “Prologue,” Mahbub ul Haq et al., eds., *The Tobin Tax: Coping with Financial Volatility*, New York: Oxford University Press, 1996, pp.ix-xviii.

(44) 1975年から1997年までの20年間に、158回の通貨危機、55回の通貨暴落、54回の銀行危機が発生している。“4 Financial Crises: Characteristics and indicators of Vulnerability,” *World economic outlook*, 1998.5, pp.74-97. <<http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/weo0598/pdf/0598ch4.pdf>>

(45) 「「外為取引税」が浮上、6月のサミット議題—カナダ外相表明」『日本経済新聞』1995.3.16, 夕刊. なお、1995年ハリファックス・サミットではトービン税が議題として取り上げられることはなかった。(「サミット基本方針、加首相の回答要旨」『日本経済新聞』1995.6.10.)

(46) 金子文夫「新しい可能性—金融危機と国際連帯税」『世界』788, 2009.3, pp.251-259.

るため低税率となった。また、金融取引税としての使途目的は、2008年のリーマン・ショック以降特に強調されるようになった。

## 1 開発のための資金調達—国際連帯税—

国際連帯税とは、一般には、国境を越える特定の活動に課税し、税収を貧困問題、環境問題等の地球規模の問題への対策（国際機関の財源）にあてるもの<sup>(47)</sup>であり、グローバル・タックス<sup>(48)</sup>の一種であるとされている<sup>(49)</sup>。様々な課税対象が考えられているが、トービン税（通貨取引税、金融取引税）もその一つとされている。以下では、国際連帯税のうち、通貨取引税と金融取引税を中心に紹介する。

### (1) 開発資金をめぐる国連の動き—革新的な資金源—

国際機関の支出を国際課税によって賄う<sup>(50)</sup>という考え方は、19世紀のスコットランドの法学者ジェームズ・ロリマー（James Lorimer）にまでさかのぼることができる<sup>(51)</sup>とされているが、この考え方は未だ定着していない<sup>(52)</sup>。

1970年に国連開発計画委員会は、第2次「国

連開発の10年」の開始にあたって、途上国の支援を行う資金源として、当時比較的高いレベルの生活用品（自動車、テレビ、クーラー、洗濯機など）の消費に対して低い定率課税を行う世界連帯税（world solidarity contribution）を提案している。<sup>(53)</sup>

1990年代になると、国連開発計画（UNDP）は、『人間開発報告書1994』の中で、地球規模の脅威に対する地球規模の対応策をとる上で必要な財源の一つとして、トービンが提案する投機的な資本の国際的な動きに対する外国為替取引への課税（国際為替取引税）をあげ、0.05%の課税で年間1500億ドルが調達できると試算している<sup>(54)</sup>。これが開発協力のための新たな資金源として通貨取引税が取り上げられた最初の提案とされている<sup>(55)</sup>。

1996年、ブトロス・ガリ（Boutros Boutros-Ghali）国連事務総長は、オックスフォード大学で行った講演で、国連の資金不足に対する安全で安定した独立の財政基盤が必要であり、その財源の一つとして化石燃料税などとともに、投機的な国際金融取引への課金やグローバルな通貨取引税を提案している。<sup>(56)</sup>

(47) 税制調査会専門家委員会 前掲注(38), p.3; 兼平裕子「国際連帯税—グローバル・タックスを通じた資金移転と国内租税制度との整合性」『愛媛大学法文学部論集 総合政策学科編』31, 2011.9, pp.1-31. <[http://iyokan.lib.ehime-u.ac.jp/dspace/bitstream/iyokan/1572/1/AN10593675\\_2011\\_31\\_01.pdf](http://iyokan.lib.ehime-u.ac.jp/dspace/bitstream/iyokan/1572/1/AN10593675_2011_31_01.pdf)>

(48) グローバルなモノや活動にグローバルに課税し、税収をグローバルな公共財の供給のために、グローバルに再分配する税のシステム（「国際ニュースのギモン—国際連帯税とは？」）『monthly JICA』35, 2008.8, pp.32-33. <<http://www.jica.go.jp/publication/monthly/0808/pdf/05.pdf>>

(49) 同上

(50) J. Lorimer, “Book V: The ultimate problem of international jurisprudence,” *The Institutes of the Law of Nations: A Treatise of the Jural Relations of Separate Political Communities*, vol.2, Edinburgh and London: Blackwood, 1884, p.287. <<http://books.google.co.jp/books?id=dGoDAAAQAAJ>>

(51) M.J. Frankman, “International Taxation: The Trajectory of an Idea from Lorimer to Brandt,” *World Development*, 24(5), 1996.5, pp.807-820.

(52) *World Economic and Social Survey 2012: In Search of New Development Finance*, New York: United Nations, 2012, p.4. <[http://www.un.org/en/development/desa/policy/wess/wess\\_current/2012wess.pdf](http://www.un.org/en/development/desa/policy/wess/wess_current/2012wess.pdf)>

(53) *Towards accelerated development: proposals for the second United Nations development decade; report of the Committee for Development Planning*, ST/ECA/128, New York: United Nations, 1970, pp.27-28.

(54) UNDP, *op.cit.*(14), p.68. (邦訳：前掲注(14), p.69.)

(55) 長坂寿久「通貨取引税（トービン税）の動きとNGO—発足した国際連帯税（航空券税）とUNITAID」『季刊国際貿易と投資』66, Winter 2006, pp.83-100. <<http://www.iti.or.jp/kikan66/66nagasaka.pdf>>

2000年の国連ミレニアム・サミットでは、21世紀の国際社会の目標として国連ミレニアム宣言が採択され、ミレニアム宣言と他の主要な会議で採択された国際開発目標を合わせて、2015年を達成期限として、極度の貧困や飢餓の撲滅など八つの目標（国連ミレニアム開発目標：MDGs）が設定された。<sup>(57)</sup>

2001年の国連の開発資金に関する上級パネルの報告（セディージョ・レポート）では、MDGsを達成するためには年間新たに500億ドル<sup>(58)</sup>の追加費用が必要であり、既存の政府開発援助（ODA）とは異なる革新的な資金源（innovative sources of finance）として、グローバルな課税が望ましいとされるのであれば、通貨取引税（トービン税）と炭素税の検討を進めることを勧告している<sup>(59)</sup>。同報告は、通貨取引税を0.1%課税することによって年間約4000億ドルの税収が得られるとしている<sup>(60)</sup>。同時期に、英国の非政府組織（NGO）War On Want<sup>(61)</sup>は、貧困との闘いと持続可能な発展を促進するための財源として、通貨取引に課税するロビンフッド税の

導入を提唱し、0.1%課税で1000～3000億ドルの税収を見積もっている<sup>(62)</sup>。

2002年の国連開発資金国際会議（モンテレー会議）では、革新的な資金源の必要性を認め、今後研究を進めることに合意<sup>(63)</sup>したが、合意では通貨取引税には言及されなかった<sup>(64)</sup>。

## (2) 国連の動きに対する米国の反論

革新的な資金源をめぐる国連の動きに対し、米国政府は、自国民への課税の権限は国家にのみ属し、国際的な課税は米国の主権の侵害にあたり、国連の下でのグローバルな課税は、加盟国から独立した財源を与えることによって、主権国家間の国際組織である国連を世界政府へと変容させる第一歩となるとして反対し、モンテレー会議の合意でも、事前の交渉によって草稿からグローバル課税の文言を削除したとされている<sup>(65)</sup>。さらに、国連によるグローバル課税の動きを制限するため、米国の国連分担金の支出に係る歳出法<sup>(66)</sup>の中に国連分担金の制限という条文を設けて、国連機関が米国民に対する

(56) “Secretary-General, in lecture at Oxford, speaks of globalization, fragmentation and consequent responsibilities on UN,” SG/SM/5870/Rev.1, United Nations, 1996.1.12. <<http://www.un.org/News/Press/docs/1996/19960112.sgsm5870.html>>

(57) 「ミレニアム開発目標（MDGs）とは」外務省 <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/doukou/mdgs/about.html>>

(58) 350～760億ドルとの推計もある。（D. Shantayanan et al., “Goals for development: history, prospects and costs,” *World Bank policy research working paper*, 2819, World Bank, 2002.4, p.29. <[http://www-wds.worldbank.org/external/default/WDSContentServer/WDSP/IB/2002/04/26/000094946\\_02041804272578/Rendered/PDF/multi0page.pdf](http://www-wds.worldbank.org/external/default/WDSContentServer/WDSP/IB/2002/04/26/000094946_02041804272578/Rendered/PDF/multi0page.pdf)>）

(59) E. Zedillo et al., *Recommendations of the High-level Panel on Financing for Development: report of the High Level Panel on financing for development*, 2001, pp.9, 14. <[http://www.un.org/reports/financing/full\\_report.pdf](http://www.un.org/reports/financing/full_report.pdf)>

(60) *ibid.*, p.20.

(61) 途上国の貧困問題に対するキャンペーン活動等を行う。（“About us,” War On Want. <<http://www.waronwant.org/about-us>>）

(62) *The Robin Hood Tax*. War On Want. <[http://www.waronwant.org/attachments/the\\_robin\\_hood\\_tax.pdf](http://www.waronwant.org/attachments/the_robin_hood_tax.pdf)> なお、ロビンフッド税の課税対象は、現在、通貨取引から金融取引全体（通貨、有価証券、デリバティブ）に拡大しており、平均0.05%課税した場合、全世界で年間2500億ポンド程度の税収が得られるだろうとしている。（<<http://www.waronwant.org/campaigns/tax-not-cuts/the-robin-hood-tax>>）

(63) *Report of the International Conference on Financing for Development Monterrey. Mexico. 18-22 March 2002*, A/CONF.198/11, United Nations, 2002, p.11. <<http://www.un.org/Docs/journal/asp/ws.asp?m=A/CONF.198/11>>

(64) 田中徹二「国際連帯税ならびにUNITAIDをめぐる動向と課題」『公共研究』3(4), 2007.3, pp.117-143. <<http://mitizane.ll.chiba-u.jp/metadb/up/ReCPAcoe/34tanaka.pdf>>

いかなる税を課税した場合でも分担金の支出を認めないとし、さらに、1999年国連改革法<sup>(67)</sup>では、課税の実施のみならず、提案についても禁止している。

### (3) 国際連帯税—シラク仏大統領の提案—

2004年9月、国連事務総長の支援のもとに設置された革新的資金調達メカニズムに関する専門家グループは報告を公表し、ODAを補完する財源の一つとして金融取引税を取り上げ、非常に低い税率での金融取引への課税は、市場の正常な機能に干渉することなしに、安定的で予測可能な、開発のためのかなりの量の資金の収集につながるものとした。そのうち、金融取引税の一つである通貨取引税について、それまでは投機の抑制や為替市場の安定を課税目的の一つとしてきたが、この報告では通貨取引税の目的を開発のための資金調達に限定している。<sup>(68)</sup>

同年12月、フランス大統領府が発表した新しい国際的な資金貢献に関する作業グループの報告(ランドー(Landau)・レポート)では、革新的資金調達メカニズムの財源として新たな国際課税を取り上げ、環境税、航空輸送税などとともに、金融取引税(外国為替取引税と証券取引税)

があげられている。ここでも、外国為替取引税について開発資金調達を単独の目的として検討するとして、市場の混乱の最小限化や課税回避リスクの限定化を図るため、税率を極めて低率の0.01%にすべきだとした。<sup>(69)</sup>

2005年にジャック・シラク(Jacques Chirac)仏大統領は、世界経済フォーラム(ダボス会議)で演説を行い、その中で、エイズ対策のための実験的課金制度を提案し、国際金融取引、航空機・船舶燃料、航空券などへ課税する国際連帯税(international solidarity levy)を提案した。国際金融取引へ課税する国際連帯税については、トービン税と異なり、通常の市場活動の障害とならず、極めて低い税率(最大0.01%)で、年間100億ドルを調達することができることも述べている。<sup>(70)</sup>

2006年にフランス政府はパリで、「連帯とグローバル化：開発のための革新的資金調達とパンデミック<sup>(71)</sup>対策に関する国際会議」を開催し、100か国以上の政府、18の国際機関、およそ60のNGOが参加した<sup>(72)</sup>。この会議では、フランス政府が航空券へ課税する航空券連帯税<sup>(73)</sup>の導入を発表するとともに、革新的資金調達の具体化などを目的とする開発資金のため

(65) M.A. Browne, "Global Taxation and the United Nations: A Review of Proposals," *CRS report*, RL31405, 2002.5.3, p.2. <[http://assets.opencrs.com/rpts/RL31405\\_20020503.pdf](http://assets.opencrs.com/rpts/RL31405_20020503.pdf)>

(66) 1997～2008会計年度の歳出法。

(67) 113 STAT. 1501A - 479. P.L.106-113. <<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/PLAW-106publ113/pdf/PLAW-106publ113.pdf>>

(68) *Action against hunger and poverty: Report of the Technical Group on Innovative Financing Mechanisms*, 2004, pp.31-36. <<http://www.diplomatie.gouv.fr/en/IMG/pdf/rapportdugroupequadripartite.pdf>>

(69) Groupe de travail sur les nouvelles contributions financières internationales, *Rapport à Monsieur Jacques Chirac Président de la République, english version*, 2004, pp.54-59. <<http://www.diplomatie.gouv.fr/en/IMG/pdf/LandauENGL1.pdf>>

(70) *Speech by M. Jacques Chirac, President of the Republic, to the Davos World Economic Forum, Paris (via video link) 26.01.2005*, UK French Embassy, 2005.4.11. <<http://www.ambafrance-uk.org/Speech-by-M-Jacques-Chirac.4253>>

(71) 感染症の世界的な大流行。

(72) International conference on "Solidarity and Globalization: innovative financing for development and against pandemics" (February 28- March 1, 2006). France Diplomatie Web Site <<http://www.diplomatie.gouv.fr/en/global-issues/development-assistance/institutions-and-issues-of/innovative-ways-to-fund/events-7039/article/international-conference-on>>

の国際連帯税リーディング・グループ（以下「リーディング・グループ」）が設立された<sup>(74)</sup>。

(4) 通貨取引開発税とグローバル通貨取引税

2006年12月、リーディング・グループのワークショップで、英国のNGO団体Stamp Out Poverty<sup>(75)</sup>は、特定の通貨に係る世界中の為替取引に課税する通貨取引開発税（currency transaction development levy）を提案した<sup>(76)</sup>。この通貨取引開発税は、異なる時代、異なる税率、異なる目的の税であるという点で、トービン税（通貨取引税）と根本的に異なるものであるとされている（表2）。通貨取引開発税を0.005%、ユーロに課税すると年間45.5億ドル、ポンドへの課税では20.8億ドルの税収が見込まれている<sup>(77)</sup>。

表2 トービン税と通貨取引開発税の比較

	トービン税	通貨開発取引税
時代（1日の通貨取引量）	180億ドル	2兆ドル
税率	1%	0.005%
目的	投機活動の抑制	開発資金の財源

（出典）D. Hillman et al., *Taking the next step: Implementing a Currency Transaction Development Levy*, Stamp Out Poverty, 2006, pp.14, 24. <<http://www.innovativefinance-oslo.no/pop.cfm?FuseAction=Doc&pAction=View&pDocumentId=11626>> を基に筆者作成。

2010年リーディング・グループの開発のための国際金融取引に関するタスクフォースは、金融課税に関する報告書を公表し、その中で、①金融活動税（金融セクターの利益や報酬に課税）、

②金融サービス付加価値税、③広義の金融取引税、④特定通貨取引税、⑤グローバル通貨取引税を比較している。

このうち、③④⑤がトービン税に該当している。課税対象は、③広義の金融取引税が、外国為替市場、上場および店頭デリバティブ市場を含む、小口金融市場以外のすべての金融市場の取引、④特定通貨取引税（前述の通貨取引開発税に該当）が、特定の通貨のすべての取引、⑤グローバル通貨取引税が、中央システム（現時点ではCLS銀行）を通じた範囲内で決済されるすべての通貨のすべての取引である。

報告書では、資金量の妥当性、市場への影響、技術的・法的実現可能性、持続性・適合性の観点から総合的に評価して、グローバル通貨取引税が革新的資金調達メカニズムの課税対象として最も適していると結論づけている。推計ではグローバル通貨取引税を0.005%課税することによって、年間250～343.8億ドルの税収が見込まれている。また、広義の金融取引税を0.01%課税すると年間2860億ドル（2007年の世界のGDPの0.527%）、特定通貨取引税を主要通貨へ0.005%課税すると年間334.1億ドル（ドルを除くと165.2億ドル）の税収が推計されている。<sup>(78)</sup>

(5) 気候変動対策のための資金調達

温室効果ガスによる地球温暖化の深刻な悪影響を防止するためには、大幅な温室効果ガスの

(73) 現在10か国ほどで実施されている。（外務省「開発のための国際連帯税に関する検討」（平成24年度第7回税制調査会（11月14日）資料）2012.11, p.2. <[http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2012/\\_icsFiles/afiedfile/2012/11/13/24zen7kai8.pdf](http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2012/_icsFiles/afiedfile/2012/11/13/24zen7kai8.pdf)>）

(74) *Leading Group on Solidarity Levies to fund development*. <[http://www.leadinggroup.org/IMG/pdf/Constitution\\_of\\_the\\_Leading\\_Group\\_ENG-2.pdf](http://www.leadinggroup.org/IMG/pdf/Constitution_of_the_Leading_Group_ENG-2.pdf)>

(75) 英国の50以上のNGO等から構成されるネットワーク組織。革新的な資金源を実現するためのキャンペーン活動等を行う。（<<http://www.stampoutpoverty.org/about-us/>>）

(76) *A Currency Transaction Development Levy (CTDL): Highlights from the 5 December 2006 Oslo Workshop: Input to the 6-7 February 2007 Second Plenary Meeting of the Leading Group*. <<http://www.innovativefinance-oslo.no/pop.cfm?FuseAction=Doc&pAction=View&pDocumentId=11345>>

(77) D. Hillman et al., *Taking the next step: Implementing a Currency Transaction Development Levy*, Stamp Out Poverty, 2006, pp.14, 24. <<http://www.innovativefinance-oslo.no/pop.cfm?FuseAction=Doc&pAction=View&pDocumentId=11626>>



排出量の削減が必要となっている。二酸化炭素で見ると、1990年では先進国が途上国の2倍排出していたが、2005年には両者の排出量がほぼ拮抗するまでになっている。このため、先進国だけではなく、途上国においても排出量の削減または抑制の取組みが必要となっている。しかし、財源が乏しい途上国では実施が困難とされ、途上国における新たな地球温暖化対策のための資金調達は、国連気候変動枠組条約において継続的に議論されてきた。気候変動対策に係る資金は、開発援助資金と重なる部分もあり、国際連帯税として取り上げられてきた金融取引税もその財源の一つとして浮上し、検討されている。<sup>(79)</sup>

気候変動の緩和と適応に全世界で必要とされる資金は、2030年までに年間2490～13710億ドルに達すると推計されている。<sup>(80)</sup>

2010年、国連事務総長により設置された気候変動資金に関するハイレベル諮問グループは、途上国における気候変動の緩和と適応に要する長期的な支援資金として、2020年まで年間1000億ドルの調達を目標に新たな資金源の検討を行い、温暖化ガスの排出枠の競売、炭素税などと並ぶ新たな公的資金調達手段の一つと

して、金融取引税（トービン税、通貨取引が対象）を取り上げている。0.001～0.01%の金融取引税の課税によって、年間70～600億ドルの税収が見込まれ、その25～50%を気候変動対策にあてると、20～270億ドルの資金が得られると報告している。<sup>(81)</sup>

#### (6) 通貨取引税から金融取引税へ

2011年11月のカンヌ・サミットでは、マイクロソフト社のビル・ゲーツ（Bill Gates）会長が開発のための資金調達に関する報告を行い、新たな資金源として、たばこ税、航空機燃料税とともに、金融取引税を取り上げ、株式へ0.1%、債券へ0.02%の課税を行うことによって、G20諸国全体で480億ドル、欧州諸国に限定しても90億ドルの税収が見込まれ、デリバティブ取引などを課税対象に加えた場合にはさらに大きな税収（1000～2500億ドル）が見込まれるとした<sup>(82)</sup>。同サミットの最終宣言<sup>(83)</sup>では、革新的資金源の重要性への認識が言及され、金融取引税の文言が盛り込まれたが、影響を懸念する英米、カナダなどが反対し、導入への十分な支持は得られなかったとされている<sup>(84)</sup>。

『人間開発報告書2011』では、1994年に同報

(78) *Globalizing solidarity: The Case for Financial Levies: Report of the Committee of Experts to the Taskforce on International Financial Transactions and Development*, Leading Group on Innovative Financing for Development, 2010, pp.14-27. <[http://www.leadinggroup.org/IMG/pdf\\_Financement\\_innovants\\_web\\_def.pdf](http://www.leadinggroup.org/IMG/pdf_Financement_innovants_web_def.pdf)>

(79) 地球環境戦略研究機関編・田村堅太ほか編著『地球温暖化対策と資金調達—地球環境税を中心に』中央法規出版、2009, pp.2-6.

(80) UNDP, *Human Development Report 2011: Sustainability and Equity: A Better Future for All*, 2011, p.92. <[http://www.undp.org/content/dam/undp/library/corporate/HDR/2011%20Global%20HDR/English/HDR\\_2011\\_EN\\_Complete.pdf](http://www.undp.org/content/dam/undp/library/corporate/HDR/2011%20Global%20HDR/English/HDR_2011_EN_Complete.pdf)>

(81) *Report of the Secretary-General's High-level Advisory Group on Climate Change Financing*, New York: United Nations, 2010.11, pp.25, 49-50. <[http://www.un.org/wcm/webdav/site/climatechange/shared/Documents/AGF\\_reports/AGF%20Report.pdf](http://www.un.org/wcm/webdav/site/climatechange/shared/Documents/AGF_reports/AGF%20Report.pdf)>

(82) *Innovation With Impact: Financing 21st Century Development: A report by Bill Gates to G20 leaders, Cannes Summit, November 2011*, Bill & Melinda Gates Foundation, 2011, p.13. <<http://www.gatesfoundation.org/g20/Documents/g20-report-english.pdf>>

(83) 「G20カンヌ・サミット最終宣言“我々の共通の将来の建設：すべての人の利益のための改訂された集会的行動”」外務省、2011.11.4. <[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/g20/cannes2011/declaration\\_ky.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/g20/cannes2011/declaration_ky.html)>

(84) 「途上国支援に向けた金融取引税導入案、G20で支持得られず」ロイター、2011.11.5. <<http://jp.reuters.com/article/marketsNews/idJPnJT801971820111104>>

告書が提案した通貨取引税のアイデアが、外国為替決済インフラの組織化・一元化・標準化の進展と技術革新（特に RTGS と決済リスクの軽減措置）により現行のシステムによる個々の取引の捕捉が可能となったことによって、実現可能性が高まり、現実的な政策の選択肢として受け入れられはじめているとしている。0.005%の通貨取引税の課税によって年間 400 億ドルの税収が見込まれる。さらに、金融取引税が見直されていることにも言及して、広い課税ベースで低税率（0.01～0.05%）の金融取引税によって、全世界で年間 6500 億ドルの税収が見込まれるとしている。<sup>(85)</sup>

近年は、トービン税への関心の大部分は財源としての利用に集中しており<sup>(86)</sup>、また、課税対象も通貨取引から金融取引に移りつつある。通貨取引税については、近年では主にリーディング・グループ内で議論が行われているとされている<sup>(87)</sup>。

## 2 世界金融危機後の動き—金融取引税—

米国のサブプライム・ローン問題に端を発し、2008年のリーマン・ショックが引き金となって発生した世界金融危機もトービン税に目を向けさせるきっかけとなった。トービンが提案し

た通貨取引税は、通貨市場における過度な為替レートの変動と通貨投機への対処を目的としていたが、世界金融危機の発生は、通貨以外の金融市場にも考慮すべきリスクが内在していることを示した。いくつかの市場は、その取引量が元となる資産の価値に比して法外に大きくなっている<sup>(88)</sup>。金融市場の不安定性は、複雑な契約形態、レバレッジ取引<sup>(89)</sup>を通じた過度なリスクテイク<sup>(90)</sup>、透明性の欠如、システムを通じた金融ショックの伝播力などの結果、生じている可能性があるとして、より幅広い商品（デリバティブ、上場および非上場を含む）を対象とした金融取引税に焦点が当てられるようになった<sup>(91)</sup>。さらに、銀行役職員の高額報酬への批判も背景としながら、危機に際し金融部門に投入された多額の公的資金の回収や危機の再発への備えとして、金融取引税を含む金融機関への課税が論議されるようになった<sup>(92)</sup>。

### (1) 金融取引への課税

金融取引への課税は、これまでも多くの国々で実施されてきた。証券取引への課税が一般的で、税収は市場の動向で変動するが、おおむね GDP の 0.5% 以下であるとされている。金融グローバル化に直面した各国政府は、過去 20 年

(85) UNDP, *op.cit.*(80), pp.94-96.

(86) United Nations, *op.cit.*(52), p.43.

(87) “Innovative financing at a global level,” SEC(2010) 409 final, European Commission (EC), 2010, p.21. <[http://ec.europa.eu/economy\\_finance/articles/international/documents/innovative\\_financing\\_global\\_level\\_sec2010\\_409en.pdf](http://ec.europa.eu/economy_finance/articles/international/documents/innovative_financing_global_level_sec2010_409en.pdf)> なお、リーディング・グループでは、金融取引税の議論も行われている。(How can we implement today: a Multilateral and Multi-jurisdictional Tax on Financial Transactions? Leading Group on Innovative Financing for Development, 2011. <[http://leadinggroup.org/IMG/pdf/Rapport\\_TTF\\_ANG\\_300112\\_bis.pdf](http://leadinggroup.org/IMG/pdf/Rapport_TTF_ANG_300112_bis.pdf)>)

(88) 2010年の世界のGDP総額が63兆ドルであるのに対し、株式・債券の年間取引額は87兆ドル、店頭金融デリバティブ取引の想定残高(2010.12.31現在)は601兆ドル、通貨取引の年間総額は955兆ドルに達している。(“Out of Control: The Destructive Power of the Financial Markets,” *SPIEGEL ONLINE*, 2011.8.22. <<http://www.spiegel.de/international/business/out-of-control-the-destructive-power-of-the-financial-markets-a-781590.html>>)

(89) 借入れを併用することで自己資金よりも多額の資金を運用し、比較的短い期間で高い収益をめざす取引。

(90) 損失の可能性を認識した上で、利益を求めて行う取引。

(91) HM Treasury, *Risk, reward and responsibility: the financial sector and society*, Dec 2009, p.35. <[http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/+http://www.hm-treasury.gov.uk/d/fin\\_finsectorandsociety.pdf](http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/+http://www.hm-treasury.gov.uk/d/fin_finsectorandsociety.pdf)>

(92) 「金融危機と規制・監督①銀行課税 国民負担回避に向けて議論加速」『日本経済新聞』2010.8.20.

間以上にわたり、資本コストの低減と国内の金融市場の競争力の強化を求めて、金融取引税の税率を軽減あるいは廃止する傾向にある（表3）。<sup>(93)</sup>

日本においても、過去に有価証券取引税（1953～1999年）や先物取引とオプション取引を対象とした取引所税（1990～1999年）が実施されていた。1990年代を平均するとGDPの0.1%程度の税収があった（図3）。

なお、以下で紹介する金融取引税は、既存の金融取引税（表3）より課税対象の範囲が広い、広義の金融取引税である。

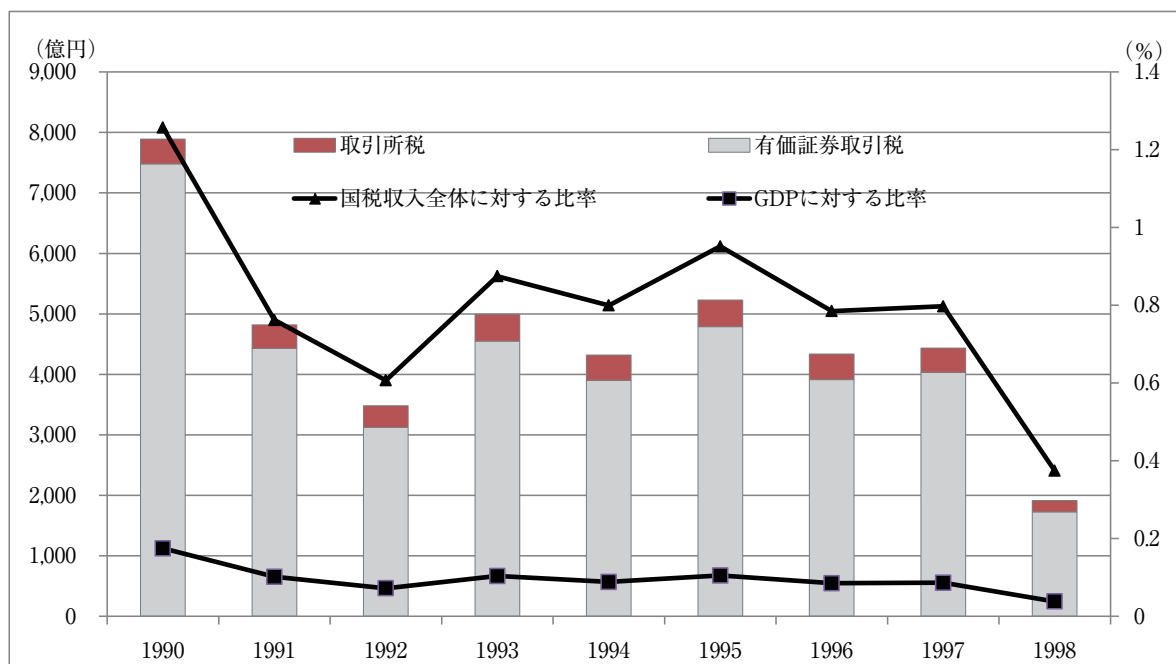
## (2) 欧州の動き

2009年8月に英国金融サービス機構のアダア・ターナー（Adair Turner）会長は、世界金

融危機が沈静化するに伴い、一部金融機関による高額報酬の復活などのバブルの再燃の懸念があるとして、高額報酬を抑えるには肥大化した金融セクターの規模を縮小するか新税が必要となると指摘し、金融取引活動に対するより厳しい資本規制が十分な効果を得られない場合は、金融取引税（トービン税）を検討すべき<sup>(94)</sup>と述べ、従来の英国政府とは異なる見解を示した<sup>(95)</sup>。

同年9月のピッツバーグ・サミット的首脳声明では、国際金融規制体制の強化に関連して、IMFに対し、銀行システムの修復のために負った各国政府の負担に対して金融セクターがどのような貢献がなしうるか、その選択肢についての報告書を次回のサミットまでに準備するよう指示した。<sup>(96)</sup>

図3 日本の有価証券取引税・取引所税の税収と国税収入全体・GDPに対する比率の推移



（出典）田中一穂編著『図説日本の税制平成11年版』財経詳報社、1999、pp.351-353；池田篤彦編著『同 平成12年版』財経詳報社、2002、p.336；「2009年度国民経済計算（2000年基準・93SNA）国内総生産勘定（生産側及び支出側）」内閣府 <[http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data\\_list/kakuhou/files/h21/tables/21a1\\_jp.xls](http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kakuhou/files/h21/tables/21a1_jp.xls)> を基に筆者作成。

(93) T. Matheson, “Taxing Financial Transactions: Issues and Evidence,” *IMF Working Paper*, WP/11/54, 2011.3, p.4. <<http://www.imf.org/external/pubs/ft/wp/2011/wp1154.pdf>>

(94) A. Turner, “How to tame global finance,” *Prospect*, August 27, 2009. <<http://www.prospectmagazine.co.uk/magazine/how-to-tame-global-finance/>>

(95) 「金融取引税を提唱、英監督当局トップ、政府は火消しに躍起」『日本経済新聞』2009.8.28.

(96) 「首脳声明 ピッツバーグ サミット（仮訳）平成21年9月24日、25日」外務省 <[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/g20/0909\\_seimei\\_ka.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/g20/0909_seimei_ka.html)>

表3 主要国の金融取引税

	資本登記税 (capital duty)	株式	債券	外国為替	スワップ	オプション	先物	資本流入	税取の対GDP比 (対象年)	備考
G20 諸国										
アルゼンチン	-	【金融取引税】 0.6%	【金融取引税】 0.6% (社債・国債)	-	-	-	【金融取引税】 0.6%	-	-	
オーストラリア	-	【印紙税】 0.6% 州レベル*で課税	【印紙税】 0.6% 州レベル*で課税 (社債)	-	-	-	-	-	-	*ニューサウスウェールズ州、サウスオーストラリア州、オーストラリア首都特別地域。2013年7年1日までに廃止予定。
ブラジル	-	1.5% (2008年3%から引き下げ)	1.5% (社債・国債。2008年3%から引き下げ)	・0.38% ・5.28% (90日以内の短期取引)	-	-	1% (2011年から通貨デリバティブの一部)	・0% (海外からの株式市場への流入資金。2011年2%から引き下げ) ・6% (海外からの債券市場への流入資金。2010年2%から引き上げ)	0.72% (2010)	
カナダ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
中国	-	【印紙税】 0.1% (原則)	【0.1%】 (社債) 2001年に廃止	-	-	-	-	-	-	
フランス	0.5% (付加価値税の対象とならない出資)	【金融取引税】 ・0.2% (時価総額10億ユーロ以上のフランス国籍の上場株式) ・0.01% (高頻度取引) 【証券取引税】 【0.15-0.3】 2008年に廃止	-	-	【金融取引税】 0.01% (EU加盟国の国債クレジット・スワップのうち、ヘッジ目的以外のもの)	-	-	-	-	
ドイツ	【0.1%】 1991年に廃止	【0.5%】 1991年に廃止	-	-	-	-	-	-	-	
インド	-	【証券取引税】 ・株価の0.25% ・0.025% (当日中の取引) ・【地方印紙税】	【地方印紙税】 (社債)	-	-	【証券取引税】 ・0.017 (オプション取得時) ・0.125% (権利行使時)	【証券取引税】 0.017% (清算時)	-	0.1% (2008)	
インドネシア	-	・株価の0.1% ・【地方印紙税】	【地方印紙税】 (社債・国債)	-	-	-	-	-	-	
イタリア	・168ユーロ (株式発行時に定額登録税) ・3% (事業譲渡時)	・0.01-0.14% (市場外取引) ・【印紙税】 【1.12%】 1998年廃止	0.25-2% (原則。社債)	-	-	-	-	-	0.4% (2005)	
日本	【登録免許税】 7% (会社の設立、増資登記)	【有価証券取引税】 【0.06 ~ 0.1%】 1999年廃止	【有価証券取引税】 【0.03 ~ 0.08%】 (転換社債等) 【0.005 ~ 0.015%】 (公社債等) 1999年廃止	-	-	【取引所税】 【0.0005%】 1999年廃止	【取引所税】 【0.00005%】 【0.000005%】 (日本円金利先物) 1999年廃止	-	-	
メキシコ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ロシア	0.2% (新規株式/債券発行価格の資本登録税。会社設立時又は新規公開時は除く)	-	-	-	-	-	-	-	-	
サウジアラビア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
南アフリカ	-	株価0.25% (新規株式発行は除く)	-	-	-	-	-	-	0.51% (2008)	
韓国	0.1-0.4% (会社設立時)	【有価証券取引税】 ・0.5% (非上場) ・0.15% (韓国証券取引所上場株式) ・0.3% (KOSDAQ上場株式)	0.3% (社債)	-	-	-	-	-	0.58% (2007)	
トルコ	0.2% (株発行費用)	・株式相場での取得初期費用の0.1% ・年間保持費用の0.0025%	発行費用の0.6-0.75% (社債)	【0.1%】 金融機関による為替取引。2008年に廃止	-	-	-	-	-	
英国	-	【印紙税/印紙準備税】 買い付け時に0.5%	-	-	-	権利行使価格の0.5% (実行された場合)	清算価格の0.5%	-	0.21% (2009)	
米国	-	【米国現地証券取引所手数料】 0.00224% 【ニューヨーク州株式譲渡税】 1取引当たり最大350ドル	-	-	-	-	-	-	-	連邦税は1965年に廃止
その他諸国										
オーストラリア	1% (オーストラリア企業への出資)	【0.15%】 2000年に廃止	【0.15%】 (社債) 2000年に廃止	-	-	-	-	-	-	

	資本登記税 (capital duty)	株式	債券	外国為替	スワップ	オプション	先物	資本流入	税収の対 GDP 比 (対象年)	備考
ベルギー	[0.5] 2006年に廃止	0.22%	0.07% (社債・国債)	-	-	-	-	-	0.04% (2009)	
チリ	-	-	発行時に0.1-1.2% (社債)	-	-	-	-	-	-	
コロンビア	-	1.5%	1.5% (社債・国債)	-	-	-	-	-	-	2000年に導入
デンマーク	1993年に廃止	[0.5%] 1999年に廃止	[0.5%] (社債) 1999年に廃止	-	-	-	-	-	-	
エクアドル	-	[0.1%] 2001年に廃止	[0.1%] (社債) 2001年に廃止	-	-	-	-	-	-	
フィンランド	-	1.6% (未上場株)	-	-	-	-	-	-	0.4% (2005)	
ギリシア	1% (会社設立時の出資)	0.2% (アテネ株式市場などの上場会社) 0.2% (店頭取引)	社債に課税	-	-	-	-	-	0.8% (2005)	
グアテマラ	-	3%	3% (社債) 国債に課税	-	-	-	-	-	-	
香港	【資本登録税】 0.1% (会社設立時)	【印紙税】 0.1%	[0.1%] (社債・国債) 1999年廃止	-	-	-	-	-	1.32% (2009)	1997年導入
アイルランド	[0.5%] 2005年廃止	【印紙税】 1%	-	-	-	-	-	-	0.13% (2009)	
マレーシア	-	0.5%	0.5% (社債) 0.015% (国債)	-	-	-	0.0005%	-	-	
モロッコ	-	0.14% + 7% (取引費用に係る付加価値税)	7% (取引費用に係る付加価値税) (社債・国債)	-	-	-	-	-	-	
オランダ	[0.55%] 2006年廃止	[0.12] 1990年廃止	[0.12] (社債) 1990年廃止	-	-	-	-	-	-	
パキスタン	-	0.15%	0.15% (社債)	-	-	-	-	-	-	
ペルー	-	0.08% + 18% (取引費用に係る付加価値税)	0.08% + 18% (取引費用に係る付加価値税) (社債) 0.08% (国債)	-	-	-	-	-	-	
フィリピン	-	10% (取引費用に係る付加価値税)	-	-	-	-	-	-	-	
ポルトガル	【印紙税】 0.4%	[0.08%] 1996年廃止	[0.04%] (社債) [0.08%] (国債) 1996年廃止	-	-	-	-	-	-	
シンガポール	-	【印紙税】 0.2%	-	-	-	-	-	-	-	
スウェーデン	1995年廃止	[1%] 1991年廃止	[0.03-0.001%] (社債・国債) 1990年に廃止	-	-	[1%] 1991年廃止	-	-	-	
スイス	【印紙税】 1% (100万スイスフラン以上の新株発行時)	0.15% (国内株式)、0.3% (外国株式)	発行時の0.06-0.12% (社債) 国債取引にも課税	-	-	-	-	-	0.4% (2010)	
台湾	-	0.3%	0.1% (原則、社債)	-	-	オプション取得価格の0.1-0.6%	0.0000125-0.00025% (金利先物) 0.0000125-0.06% (株式指数その他先物)	-	0.87% (2009)	
ベネズエラ	-	0.5%	-	-	-	-	-	-	-	
ジンバブエ	-	0.45% (取引費用に係る付加価値税)	-	-	-	-	-	-	-	

[ ]内は廃止時点の税率。

(出典) J.D. Brondolo, "Taxing Financial Transactions: An Assessment of Administrative Feasibility," *IMF Working Paper*, WP/11/185, 2011.8, pp.9-14. <<http://www.imf.org/external/pubs/ft/wp/2011/wp11185.pdf>>; Z. Darvas and J. von Weizsacker, "Financial Transaction Tax: Small is Beautiful," *Society and Economy*, 33(3), 2011.3, pp.449-473. <<http://www.akademai.com/content/k7p0n417148656h8/fulltext.pdf>>; M.P. Keightley, "A Securities Transaction Tax: Financial Markets and Revenue Effects," *CRS Report*, R41192, 2012.6.12, pp.22-23. <<https://www.hsd.org/?view&did=715463>>; T. Matheson, "Taxing Financial Transactions: Issues and Evidence," *IMF Working Paper*, WP/11/54, 2011.3, pp.8, 10. <<http://www.imf.org/external/pubs/ft/wp/2011/wp1154.pdf>>; R. Pollin et al., "Securities Transaction Taxes for U.S. Financial Markets," *Eastern Economic Journal*, 29(4), Fall 2003, pp.527-558. <[http://college.holycross.edu/ej/Volume29/V29N4P527\\_558.pdf](http://college.holycross.edu/ej/Volume29/V29N4P527_558.pdf)>; S. Schulmeister et al., *A General Financial Transaction Tax: Motives, Revenues, Feasibility and Effects*, WIFO (Austrian Institute of Economic Research), 2008, pp.61-63. <[http://www.wifo.ac.at/www/servlet/www.upload.DownloadServlet/bdoc/S\\_2008\\_FINANCIAL\\_TRANSACTION\\_TAX\\_31819\\$.PDF](http://www.wifo.ac.at/www/servlet/www.upload.DownloadServlet/bdoc/S_2008_FINANCIAL_TRANSACTION_TAX_31819$.PDF)>; *Work Stream 5 on Financial Transaction Tax (FTT)*, UN Secretary-General's High-level Advisory Group on Climate Change Financing, 2010, p.4. <[http://www.un.org/wcm/webdav/site/climatechange/shared/Documents/AGF\\_reports/Work\\_Stream\\_5\\_Financial%20Transaction%20Tax.pdf](http://www.un.org/wcm/webdav/site/climatechange/shared/Documents/AGF_reports/Work_Stream_5_Financial%20Transaction%20Tax.pdf)>; *European Tax Handbook 2012*, IBFD, 2012; *World Economic Outlook Database October 2012 Edition*, IMF. <<http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2012/02/weodata/index.aspx>>; 税理士法人トーマツ編『アジア諸国の税法第7版』中央経済社, 2011.を基に筆者作成。最新の数値とは異なる場合がある。

同年11月に開かれたG20財務相・中央銀行総裁会議において、ゴードン・ブラウン（Gordon Brown）英首相は、国際的に活動する金融機関の破綻に備えて、破綻処理費用を金融機関自らが用意する仕組みとして、システミック・リスクを反映した保険料、破綻処理基金、転換条件付資本調達手段とともに、国際金融取引税について検討を呼びかけた<sup>(97)</sup>。これに対して、米国のティモシー・ガイトナー（Timothy Franz Geithner）財務長官は金融取引税には反対の考えを示唆し<sup>(98)</sup>、カナダ、ロシア、IMFも批判的な見解を示した<sup>(99)</sup>。一方、EUでは、直後に開かれた財務相理事会、ユーロ圏財務相会合において、国際金融取引税を検討することになった<sup>(100)</sup>。

同年12月に開催されたEU首脳会議でも、IMFに対して国際金融取引税の検討を促した。ブラウン英首相とニコラ・サルコジ（Nicolas Paul Stéphane Sarközy de Nagy-Bocsa）仏大統領は、トービン税からの収入が気候変動に対する戦い—特に途上国での—にあてられる（本稿の分類によれば国際連帯税として用いられる）ことを示唆したが、英国政府関係者は、将来の金融危機に対する全世界の納税者のための保険となる財源を用意することが、金融取引税の主要な論点であると主張した。また、ブラウン英首相は、ニューヨークや東京などEU域外の金融セ

クターにも課税されない限り、金融取引税は機能しないと認識も示した。一方、ベルナルド・クシュネル（Bernard Kouchner）仏外相は、0.005%の課税によって年間200～300億ユーロの税収が得られる可能性を示唆している。<sup>(101)</sup>

2009年9月のピッツバーグ・サミットでの要請を受けたIMFは、2010年4月のG20財務相・中央銀行総裁会議で暫定報告<sup>(102)</sup>を行い、続く6月のG20トロント・サミットに報告書を提出した。その中で、IMFは、金融セクターからの貢献の選択肢として、将来の金融機関の破綻に対する財政上のコストを負担させる金融安定負担金と金融機関の利益や報酬に課税する金融活動税を提案し、EUが求めていた金融取引税については、G20が指示した特定の目的に適合していないとした<sup>(103)</sup>。同サミットでは、金融規制改革に関連して、金融システム修復等に政府が要した費用に対し、金融セクターが公平かつ実質的な貢献をするとの原則は合意されたが、金融機関に対する課金もしくは税の国際的な導入についての合意は得られなかった<sup>(104)</sup>。

### (3) EUの金融取引税案

G20での合意は得られなかったが、欧州では独自に金融セクターへの課税の検討が進められた。EUが金融取引税の検討を進める背景には、①世界金融危機に対応するための積極的

(97) “The Prime Minister Gordon Brown has delivered a speech to the G20 Finance Ministers meeting in St Andrews on 7 November 2009,” UK in Slovenia, 2009.11.16. <<http://ukinslovenia.fco.gov.uk/en/news/?view=Speech&id=21181494>>; 「G20、政策協調手探り—英首相「金融取引課税を」、破綻処理のリスク軽減」『日本経済新聞』2009.11.8.

(98) 「景気刺激策、各国継続を、米財務長官求める、「民間主導の成長、橋渡し」」『日本経済新聞』2009.11.9, 夕刊.

(99) 山口綾子「G20財務相・中央銀行総裁会議でも注目された国際金融取引税(所謂トービン税)の議論」『国際金融トピックス』174, 2009.11.13. <<http://www.iima.or.jp/topics/2009/data/174.pdf>>

(100) 「EU、国際金融に課税検討」『日本経済新聞』2009.11.11, 夕刊.

(101) “EU leaders urge IMF to consider Tobin tax,” *FT.com*, 2009.12.11.

(102) 「銀行課税制度、G20での合意は可能か」ロイター, 2010.4.22. <<http://jp.reuters.com/article/marketsNews/idJPnJS863975220100422>>

(103) Staff of IMF, *op.cit.*(25), pp.19-21.

(104) 「G20トロント・サミット(概要)」外務省・財務省, 2010.6.27. <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/g20/toronto2010/gaiyo.html>>

な財政出動等を背景に、EU27 各国の公的債務が、2007 年には GDP の 60% 以下であったものが 2011 年には 80% 以上にまで悪化したこと、②金融危機の間、EU 加盟国は金融機関を救済するため 4.6 兆ユーロの支援を行ってきたこと、③金融サービスに対する付加価値税の非課税によって、金融機関は年間約 180 億ユーロの税負担を免れてきたことがある。<sup>(105)</sup>

2010 年 4 月に欧州委員会は、欧州理事会と欧州議会から検討を求められていたグローバル・レベルでの金融セクター、気候変動および開発に関する主な革新的資金調達源の評価を行った作業文書を公表した。この中で、0.1% の金融取引税を 2006 年の時点で課税すると全世界で 4100 ～ 10600 億ドル（世界の GDP の 0.8 ～ 2%）、欧州<sup>(106)</sup>では 200 億ユーロの税収、また、通貨取引税を 0.005% で主要通貨に課税した場合、全世界で年間 330 億ドルの税収が見込まれるとしている。<sup>(107)</sup>

2010 年 10 月、欧州委員会は、グローバル・レベルでは開発や気候変動のような国際的な課題の資金源として金融取引税を支持するとともに、EU レベルでは金融機関の利益や報酬に課税する金融活動税が望ましい選択肢であるとする、金融セクターへの課税の構想の概要を公表

し<sup>(108)</sup>、2011 年 2 ～ 4 月にこの構想に対する意見公募（public consultation）を行った<sup>(109)</sup>。

2011 年 6 月、欧州委員会は、EU レベルでの金融セクターへの課税について検討した結果、次期の多年度財政枠組み（2014-2020 年）の提案の中で EU 予算の独自財源として金融取引税の導入する案を公表した<sup>(110)</sup>。提案では、金融取引税の税収の 2/3 が EU の独自財源、残りの 1/3 が加盟各国の財源となる。それにより 2020 年には加盟国の国民総所得に基づく EU への拠出金が 50% 縮減されると見込まれている<sup>(111)</sup>。

同年 9 月、欧州委員会は、2014 年 1 月から EU 域内での金融取引に課税する金融取引税の導入を図る指令案を公表した<sup>(112)</sup>。

欧州委員会は、金融取引税の導入が、金融機関による景気回復の費用負担とリスクが高く非生産的な金融取引の阻止を確実なものとしている。その導入の目標は、①未調整で実施されている各国の税制措置<sup>(113)</sup>の増加に留意して、域内の金融サービス市場の分断を回避し、金融取引上の税の調和を図り、単一市場を強化すること、②金融危機を引き起こした金融セクターが、加盟国の財政再建に際して、金融危機で投入された巨額の公的資金を公平に負担することを確保し、また、課税の観点から他セクター

(105) “Financial Transaction Tax: Making the financial sector pay its fair share,” IP/11/1085, EC, 2011.9.28. <[http://europa.eu/rapid/press-release\\_IP-11-1085\\_en.pdf](http://europa.eu/rapid/press-release_IP-11-1085_en.pdf)>

(106) EU、ノルウェー、スイスを意味する。

(107) EC, *op.cit.*(87), pp.20-22.

(108) “Commission outlines vision for taxing the financial sector,” IP/10/1298, EC, 2010.10.7. <[http://europa.eu/rapid/press-release\\_IP-10-1298\\_en.pdf](http://europa.eu/rapid/press-release_IP-10-1298_en.pdf)>

(109) “Consultation on financial sector taxation,” EC. <[http://ec.europa.eu/taxation\\_customs/common/consultations/tax/2011\\_02\\_financial\\_sector\\_taxation\\_en.htm](http://ec.europa.eu/taxation_customs/common/consultations/tax/2011_02_financial_sector_taxation_en.htm)>

(110) “Investing today for growth tomorrow,” IP/11/799, EC, 2011.6.20. <[http://europa.eu/rapid/press-release\\_IP-11-799\\_en.pdf](http://europa.eu/rapid/press-release_IP-11-799_en.pdf)>

(111) “The financial transaction tax will reduce Member States' GNI contributions to the EU budget by 50%,” IP/12/300, EC, 2012.3.23. <[http://europa.eu/rapid/press-release\\_IP-12-300\\_en.pdf](http://europa.eu/rapid/press-release_IP-12-300_en.pdf)>

(112) EC, *op.cit.*(105)

(113) 現在 10 か国（ベルギー、キプロス、フランス、フィンランド、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ルーマニア、ポーランド、英国）で金融取引税の形の税がある。（“Common Rules for a Financial Transaction Tax - Frequently Asked Questions,” MEMO/11/640, EC, 2011.9.28, p.5. <[http://europa.eu/rapid/press-release\\_MEMO-11-640\\_en.pdf](http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-11-640_en.pdf)>）

との平等性<sup>(114)</sup>を確保すること、③金融市場での競争上の歪みを減らし、効率性を向上させない取引に対し適切な阻害要因を与えることによって、将来の危機を回避するための規制措置を補完すること、④金融取引税の導入がG20を通じてグローバル・レベルで同様の税の導入のための共通のルールを推進しているEUの立場を強化することである。<sup>(115)</sup>

EUの金融取引税は、EU域内に設立された金融機関<sup>(116)</sup>間(少なくとも取引の一方がEU域内)で行われるすべての金融取引(債券、株式、デリバティブ。店頭取引も含む。)を対象としている。金融取引がEU域外で行われた場合でも、EU域内に設立された金融機関が取引に関与する場合には課税されるため、金融取引の域外への流出のリスクを減少させるだろうとされている。通貨取引はスポット取引が課税対象外<sup>(117)</sup>であるが、通貨取引に関連するデリバティブ取引には課税される。課税回避を避けるため広範囲な金融機関<sup>(118)</sup>が対象となる。個人または中小企業の金融取引は課税対象外である。金融取引税は、金融取引全体の85%に課税することを目標としている。<sup>(119)</sup>

税率の下限は、証券や債券の取引が0.1%、デリバティブ取引が0.01%となっているが、加盟国はさらに高い税率で課税することができる。

EU全体で年間約570億ユーロの税収が見込まれている。税収の約2/3がデリバティブ取引、そのうちの約8割が金利スワップ取引などの金利関連デリバティブ取引から見込まれている。その一方で、試算では、金融取引税の導入により域外流出や課税回避によりデリバティブ取引の9割が減少すると仮定されている(表4)。また、金融取引税によって長期的にEU域内総生産(GDP)が0.53%減少するとも試算されている<sup>(120)</sup>。

指令案が公表されると、英国は、世界的に導入されない限り反対するとの立場をあらためて示した<sup>(121)</sup>。一方で、ユーロ建て取引の多くが

表4 EUの金融取引税による税収見込みの内訳

課税対象取引	税率 (%)	税収 (10億ユーロ)	取引の減少 (%)
有価証券			
株式	0.1	6.8	10
債券	0.1	12.6	10
デリバティブ			
株式関連	0.01	3.3	90
金利関連	0.01	29.6	90
通貨関連	0.01	4.8	90
合計		57.1	

(出典) "Revenue Estimations," EC, 2012.5.4. <[http://ec.europa.eu/taxation\\_customs/resources/documents/taxation/other\\_taxes/financial\\_sector/fact\\_sheet/revenue-estimates.pdf](http://ec.europa.eu/taxation_customs/resources/documents/taxation/other_taxes/financial_sector/fact_sheet/revenue-estimates.pdf)>; "Impact Assessment: Annex 11 Revenue potential of FTT and FAT," SEC(2011) 1102 final Vol. 12, EC, 2011.9.28, pp.15-29. <[http://ec.europa.eu/taxation\\_customs/resources/documents/taxation/other\\_taxes/financial\\_sector/impact\\_assessment.zip](http://ec.europa.eu/taxation_customs/resources/documents/taxation/other_taxes/financial_sector/impact_assessment.zip)> を基に筆者作成。

(114) EU域内では、大部分の金融・保険サービスには付加価値税が課税されていない。

(115) "Proposal for a COUNCIL DIRECTIVE on a common system of financial transaction tax and amending Directive 2008/7/EC," COM(2011) 594 final, EC, 2011.9.28, pp.2-3. <[http://ec.europa.eu/taxation\\_customs/resources/documents/taxation/other\\_taxes/financial\\_sector/com\(2011\)594\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/taxation_customs/resources/documents/taxation/other_taxes/financial_sector/com(2011)594_en.pdf)>; EC, *op.cit.*<sup>(105)</sup>

(116) EU加盟国で取引の承認をうけている、並びにEU加盟国内に登録された事務所がある、居住者である、または取引を行う支店がある、金融機関。(EC, COM(2011) 594 final, *ibid.*, p.18)

(117) 通貨取引への課税については、異なる通貨での取引費用を増加させることによって基本的な取引を間接的に制限するという点で、EU機能条約(TFEU)の第63条(支払の移動の自由)への抵触など法的な課題が指摘されている。("Impact Assessment: Annex 7 Policy Options," SEC(2011) 1102 final Vol. 8, EC, 2011.9.28, pp.13-14. <[http://ec.europa.eu/taxation\\_customs/resources/documents/taxation/other\\_taxes/financial\\_sector/impact\\_assessment.zip](http://ec.europa.eu/taxation_customs/resources/documents/taxation/other_taxes/financial_sector/impact_assessment.zip)>)

(118) 銀行、投資会社、組織的市場、信用機関、保険会社、株式ブローカー、集団的投資スキームとその管理者、年金基金、ヘッジファンドのようなオルタナティブ投資ファンド、リース会社、特定目的ビークルなどが含まれる。

(119) EC, *op.cit.*<sup>(113)</sup>, pp.2, 5.

(120) "Macroeconomic Impacts," EC, 2012.5.4. <[http://ec.europa.eu/taxation\\_customs/resources/documents/taxation/other\\_taxes/financial\\_sector/fact\\_sheet/macroeconomic-effects.pdf](http://ec.europa.eu/taxation_customs/resources/documents/taxation/other_taxes/financial_sector/fact_sheet/macroeconomic-effects.pdf)>



ロンドンで行われている現状では、ユーロ圏のみで金融取引税が導入された場合でも、見込まれている税収220億ドルのうち130億ドル(59%)が英国に拠点を置く金融機関から徴収され、金融取引税に参加しない場合、英国はその税収を得られないとの指摘もある<sup>(122)</sup>。

スウェーデンも、1984～1991年に有価証券取引税を導入した結果、株式、債券、デリバティブ取引の90～99%がストックホルム市場からロンドン市場に流出し、少しの税収しか得ることができなかったとして、金融取引税の導入に反対している<sup>(123)</sup>。なお、スウェーデンの失敗は、課税対象が国内仲介サービスに限定されていたため、海外の仲介サービスを利用すれば容易に課税回避できたことなど制度設計上に問題があったとの指摘もある<sup>(124)</sup>。

2012年5月、欧州議会では、欧州委員会の提案を支持する意見が採択された<sup>(125)</sup>。欧州議会

が行った世論調査<sup>(126)</sup>でも金融取引税に対して66%が賛成していたが、6～7月のEU財務相理事会では、激しい議論の末、指令案について合理的な期間内に加盟27か国の全会一致の合意を得ることは不可能であると判断された。このため、中核国を中心として、「強化された協力」(以下「強化協力」)<sup>(127)</sup>を通じて金融取引税の導入が進められることとなった。

同年10月、欧州委員会は、ユーロ加盟17か国中11か国<sup>(128)</sup>による強化協力を通じた金融取引税の先行導入について、必要な法的条件を満たしているとして強化協力の適用を承認すべきであるとEU財務相理事会に提案した<sup>(129)</sup>。同時に、欧州委員会は、欧州議会に対して、強化協力の適用の同意を求めた。同年12月、欧州議会は強化協力の適用に同意した<sup>(130)</sup>。

2013年1月、EU財務相理事会は強化協力の適用を承認した。今後、欧州委員会は、先行導

(121) 「EU、域内での金融取引税導入を正式提案 英国はあらためて反対」ロイター、2011.9.29. <<http://jp.reuters.com/article/domesticEquities2/idJPnJT899522020110928>>

(122) “ITEM Club Outlook for Financial Services Winter 2011/12 forecast,” ITEM Club, Ernst & Young, 2012.2, pp.6-8. <[http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/ITEM\\_Club\\_Financial\\_Services\\_Winter\\_2011-12/\\$FILE/EY\\_ITEM\\_Financial\\_Services\\_Winter\\_2011-12.pdf](http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/ITEM_Club_Financial_Services_Winter_2011-12/$FILE/EY_ITEM_Financial_Services_Winter_2011-12.pdf)>

(123) “European financial tax not a good idea, says Sweden,” *BBC news*, 2011.9.30. <<http://www.bbc.co.uk/news/business-15123470>>

(124) “Impact Assessment: Annex 8 Country Experiences,” SEC(2011) 1102 final Vol.9, EC, 2011.9.28, p.8. <[http://ec.europa.eu/taxation\\_customs/resources/documents/taxation/other\\_taxes/financial\\_sector/impact\\_assessment.zip](http://ec.europa.eu/taxation_customs/resources/documents/taxation/other_taxes/financial_sector/impact_assessment.zip)>

(125) “Parliament adopts ambitious approach on financial transaction tax,” European Parliament, 2012.5.23. <<http://www.europarl.europa.eu/news/en/pressroom/content/20120523IPR45627/html/Parliament-adopts-ambitious-approach-on-financial-transaction-tax>>

(126) “Crisis And Economic Governance V: European Parliament Eurobarometer (EB77.2) Summary,” European Parliament, 2012.5.21, p.6. <[http://www.europarl.europa.eu/pdf/eurobarometre/2012/crise\\_V/eb\\_77\\_2\\_crisis\\_and\\_economic\\_governance\\_V\\_en.pdf](http://www.europarl.europa.eu/pdf/eurobarometre/2012/crise_V/eb_77_2_crisis_and_economic_governance_V_en.pdf)>

(127) 加盟国間の相互協力案件について、合理的な期間内にEU全体の合意を達成することが不可能と判断される場合に、これに合意する国々のみを拘束して実施可能とする仕組み。9か国の賛成で手続きを開始できる。参加しない加盟国は拒否権を有しない。(植月献二「【EU】「強化された協力」の初適用—国際離婚—」『外国の立法』no.244-1/2, 2010.7/8, p.10. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_3050520\\_po\\_02440104.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050520_po_02440104.pdf?contentNo=1)>)

(128) ベルギー、ドイツ、エストニア、ギリシャ、スペイン、フランス、イタリア、オーストリア、ポルトガル、スロベニア、スロバキア。

(129) “Proposal for a COUNCIL DECISION authorising enhanced cooperation in the area of financial transaction tax,” COM(2012) 631 final/2, EC, 2012.10.25. <[http://ec.europa.eu/taxation\\_customs/resources/documents/taxation/com\\_2012\\_631\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/taxation_customs/resources/documents/taxation/com_2012_631_en.pdf)>

入する金融取引税案を提案することになる。この提案の採択には、強化協力に参加する11か国の全会一致の合意が必要となる。<sup>(131)</sup>

#### (4) フランスの金融取引税

金融取引税の導入をめぐるEU内での議論が膠着状態に陥る中で、フランスは金融取引税を先行的に導入し、他の加盟国のパイオニアになることを明らかにした<sup>(132)</sup>。

2012年3月に金融取引税の導入を含む2012年第一次補正予算法<sup>(133)</sup>が成立し、同年8月1日から課税が開始された。フランスの金融取引税は、EUの金融取引税案とは異なり、株式などに課税対象範囲を限定している。課税対象は、フランスに本社のある時価総額10億ユーロ以上の大手企業の上場株式の取得、ヘッジ目的以外のソブリン（国債）のCDS（クレジット・デフォルト・スワップ）<sup>(134)</sup>の取得、高頻度取引<sup>(135)</sup>である。税率は、株式取引が0.2%（第一次補正予算法では0.1%、第二次補正予算法<sup>(136)</sup>で改定）、高頻度取引とCDS取引が0.01%である。2012

年度は5億3700万ユーロ、2013年度は15億4000万ユーロ<sup>(137)</sup>の税収が見込まれている。

同年9月の国連総会でフランソワ・オランド（Francois Gerard Georges Nicolas Hollande）仏大統領は、金融取引税の税収の少なくとも10%を開発ならびに健康およびパンデミックへの戦いのためにあてると演説し<sup>(138)</sup>、2013年度予算案（第27条）<sup>(139)</sup>では税額の10%をODA予算にあてている。

なお、フランスの金融取引税に対しては、株式の現物取引ではなく差額決済契約を利用する課税逃れが発生し、投機家というよりむしろ小口の投資家に打撃を与えつつあるとの報道もある。<sup>(140)</sup>

#### (5) 米国の動き

米国政府は金融取引税の導入に反対しているが、米国議会では、すべての金融取引に1%の取引手数料を課す法案<sup>(141)</sup>や証券取引（デリバティブを含む）に0.03%を課税する法案<sup>(142)</sup>など金融取引への課税を求める複数の法案が提出さ

(130) “Eleven EU countries get Parliament's all clear for a financial transaction tax,” European Parliament, 2012.12.12. <[http://www.europarl.europa.eu/pdfs/news/expert/infopress/20121207IPR04408/20121207IPR04408\\_en.pdf](http://www.europarl.europa.eu/pdfs/news/expert/infopress/20121207IPR04408/20121207IPR04408_en.pdf)>

(131) “Financial transaction tax: Council agrees to enhanced cooperation,” Council of the European Union, 2013.1.23. <[http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms\\_data/docs/pressdata/en/ecofin/134949.pdf](http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/en/ecofin/134949.pdf)>

(132) 小立敬「難航する欧州の金融取引税導入議論」『金融財政事情』63(21), 2012.6.4, pp.36-39.

(133) *op.cit.*(41)

(134) 社債や国債、貸付債権などの信用リスクを取引して、保険の役割を果たすデリバティブ。

(135) コンピュータのアルゴリズムを使って、1000分の1秒単位で大量の売買を行う取引。

(136) “LOI n° 2012-958 du 16 août 2012 de finances rectificative pour 2012.” <[http://www.legifrance.gouv.fr/jopdf/common/jo\\_pdf.jsp?numJO=0&dateJO=20120817&numTexte=1&pageDebut=13479&pageFin=13496](http://www.legifrance.gouv.fr/jopdf/common/jo_pdf.jsp?numJO=0&dateJO=20120817&numTexte=1&pageDebut=13479&pageFin=13496)>

(137) “Projet de loi de finances pour 2013,” 2012.9.28. <<http://www.assemblee-nationale.fr/14/projets/pl0235.asp>>

(138) “Address by Mr. Francois Hollande, President of the French Republic,” Official Records, United Nations General Assembly, 67th session, 6th plenary meeting, 2012.9.25, A/67/PV.6, pp.43-45. <<http://www.un.org/Docs/journal/asp/ws.asp?m=A/67/PV.6>>

(139) *op.cit.*(137)

(140) 「フランス大統領「敵」に取引税の抜け穴ーリテール分離が本丸か」ブルームバーグ, 2012.11.15. <<http://www.bloomberg.co.jp/news/123-MDIC9N6TTDUX01.html>>

(141) U.S. House of Representatives, “112th Congress (2011 - 2012)H.R.1125: Debt Free America Act,” 2011.3.16. <<http://thomas.loc.gov/cgi-bin/query/z?c112:H.R.1125:>>

(142) U.S. House of Representatives, “112th Congress (2011 - 2012) H.R.3313: Wall Street Trading and Speculators Tax Act,” 2011.11.2. <<http://thomas.loc.gov/cgi-bin/query/z?c112:H.R.3313:>>

れている。

これらの法案の提出を受けて、米国議会図書館調査局が作成したレポートでは、課税目的が、金融市場の変動性の減少である場合には証券取引税が最も有効な手段であるか明確でないが、税収増を目的とする場合には注意深く設計された証券取引税は選択肢たりえらとしてしている。上場市場の株式取引（現物、オプション、先物の合計 66 兆 1000 億ドル（2007 年））に 0.25% を課税する試算では、取引量の 20% が減少すると仮定した場合の税収は 1323 億ドル、50% 減少とすると 827 億ドルの税収が見込まれるとし、この額は、現行実施されている米国現地証券取引手数料の 13 億ドル（2012 会計年度の見込み額）の 100 倍近くに達するとしている。<sup>(143)</sup>

(6) 金融取引税によって見込まれる税収

広義の金融取引税を導入した場合の世界全体の税収推計は通貨取引税ほどなされていないが、約 3000 ～ 9000 億ドルの税収が見込まれている（表 5）。

なお、これらの税収の推計は、かなりの部分を取引量の減少が見込まれるデリバティブ取引

から得られると仮定されているため、過大ではないかとの指摘があり、デリバティブ取引を除いた上場市場の現物取引からの税収は、720 億ドル（世界全体の GDP の 0.15%）～ 800 億ドル（同 0.17%）程度ではないかとされている。<sup>(144)</sup>

3 日本の動き

日本では、1980 年代末頃から為替市場の安定化に関連して新聞記事などでトービン税が取り上げられるようになった。国会審議でトービン税に言及されたのは 1995 年 4 月 13 日の衆議院決算委員会が最初であった。その後、2011 年 2 月までに、延べ約 50 の委員会で、トービン税あるいは国際連帯税が取り上げられてきた。当初は、通貨投機などに関連してのトービン税の質疑が主であったが、2000 年以降は、論議のテーマが途上国支援の資金源としてのトービン税あるいは国際連帯税へと変化している。近年では、地球環境問題に関連して、地球環境税としても国際連帯税が取り上げられるようになっている。

その間、2001 年には研究者らによるトービン税研究会<sup>(145)</sup>が発足するとともに、通貨取引税

表 5 広義の金融取引税による税収の推計（世界全体）

推計者 (公表年)	対象年	対象取引*	1日当たりの 取引額 (10億ドル)	課税回避	弾性値	取引量** の減少	税率	年間推計税収 (10億ドル)
S. Schulmeister (2009)	2007	全市場 (上場、非上場)	-	-	-	-75%	0.1%	945 (世界のGDP1.688%)
						-65%	0.05%	675 (同1.205%)
						-25%	0.01%	295 (同0.527%)
Tax Research LLP (2010)	2007～ 2008	全市場 (上場、非上場)	16,440	-	-	-25%	0.5% (株式) 0.005% (その他)	376
N. McCulloch and G. Pacillo (2011)	(2010)	有、デ、外、店	10,827	20%	有 -0.58 デ -1.5 外 -0.606 店 -1.5	-	有 (取引費用の20%) 0.233% デ (同) 0.008% 外 (同) 0.005% 店 (同) 0.152%	863

(注) \* 有 = 有価証券 デ = デリバティブ 外 = 外国為替 店 = 店頭取引。

\*\* 課税回避等を除いた課税ベースの取引量。

(出典) N. McCulloch and G. Pacillo, "The Tobin Tax: A Review of the Evidence," *IDS Research Report*, 68, 2011.5, pp.44-46. <<http://www.ids.ac.uk/files/dmfile/rr68.pdf>>; S. Schulmeister, "A General Financial Transaction Tax: A Short Cut of the Pros, the Cons and a Proposal," *WIFO Working Papers*, 344, 2009.10, p.13. <[http://www.wifo.ac.at/www/servlet/www.upload.DownloadServlet/bdoc/WP\\_2009\\_344\\$.PDF](http://www.wifo.ac.at/www/servlet/www.upload.DownloadServlet/bdoc/WP_2009_344$.PDF)>; *National Accounts Main Aggregates Database*, United Nations. <<http://unstats.un.org/unsd/snaama/selbasicFast.asp>> を基に筆者作成。

(143) M.P. Keightley, "A Securities Transaction Tax: Financial Markets and Revenue Effects," *CRS Report*, R41192, 2012.6.12, pp.12-14, 17. <<https://www.hsdl.org/?view&did=715463>>

(144) EC, *op.cit.*(87), pp.21-22.

の実現を求める NGO の ATTAC Japan<sup>(146)</sup> が設立された。2004 年には、トービン税制定をめざす運動の情報収集などの活動を行う NGO のオルタモンド<sup>(147)</sup> が設立され、2006 年には、三つのグローバル・タックス（航空券国際連帯税、グローバル環境税、通貨取引税）を軸に調査・研究を行うグローバル・タックス研究会<sup>(148)</sup>が発足している。

2008 年の洞爺湖サミットの前に、福田康夫首相は、温室効果ガスを生み出さない革新技術の開発や途上国の支援を共同して行うための財源として国際社会が連携して地球環境税のあり方を検討する必要があるとする、地球温暖化対策に関するビジョン（福田ビジョン）を発表した<sup>(149)</sup>。また、自由民主党の地球温暖化対策推進本部は、途上国における温暖化対策を推進するためには相当規模の公的資金が必要となるとして、国際連帯税の検討に言及した中間報告を公表した<sup>(150)</sup>。これらを受けて、環境省に設置された地球環境税等研究会は、将来にわたり巨額の資金が必要となる気候変動対策（途上国支援や技術開発等）に必要な資金調達手法（地球環

境税等）の一つとして、通貨取引税（トービン・シュパーン税、通貨取引開発税）を取り上げている<sup>(151)</sup>。

また、同年 2 月に超党派の国会議員による国際連帯税の創設を求める議員連盟が設立され<sup>(152)</sup>、9 月に日本政府はリーディング・グループの正式メンバーとなっている<sup>(153)</sup>。2010 年にはリーディング・グループの議長国として同グループ第 8 回総会を東京で開催している<sup>(154)</sup>。

2009 年 4 月には、国際連帯税の目的、制度、運用と透明性の確保等について、市民の合意形成のための議論と活動を通して、国内外の世論を喚起し、国際連帯税の実現をめざすことを目的とする国際連帯税を推進する市民の会（アシスト）が発足した<sup>(155)</sup>。時期を同じくして、国際連帯税、とりわけ本来のトービン税とは目的が異なり低税率で市場への影響が小さい通貨取引開発税の実現方法、税収の具体的使途、ガヴァナンスの検討、国際連帯税の立法化を目的とする国際連帯税推進協議会が設立された。同協議会は 2010 年 9 月に、地球規模の課題解決のために国際連帯税とりわけ通貨取引開発税（税率は 0.005%、税収は国際機関に拠出）の早急の導入

(145) ブリュノ・ジタン（和仁道郎訳）『トービン税入門—新自由主義的グローバリゼーションに対抗するための国際戦略』社会評論社，2006，p.256。

(146) 1998 年にフランスで結成された国際通貨取引税の実現をめざす NGO 団体 ATTAC（Association for the Taxation of financial Transactions for the Aid of Citizens）の日本組織。（<<http://www.jca.apc.org/attac-jp/japanese/>>）

(147) 「オルタモンド規約」<<http://web.archive.org/web/20041109225854/http://altermonde.jp/kiyaku.html>>

(148) 「グローバル・タックス研究会のご案内」<<http://blog.goo.ne.jp/global-tax/c/e0ae76e84a9796a6087d0eb209e736bb>>

(149) 「福田内閣総理大臣スピーチ「低炭素社会・日本」をめざして 日本記者クラブにて」2008.6.9. <<http://www.kantei.go.jp/jp/hukudaspeech/2008/06/09speech.html>>

(150) 『地球温暖化対策推進本部中間報告 最先端の低炭素社会構築に向けて—来るべき世代と地球のために—』自由民主党政務調査会地球温暖化対策推進本部，2008.6.11，p.31. <<http://www.y-shiozaki.or.jp/pdf/contribution/080611.pdf>>

(151) 『平成 20 年度地球環境税等研究会報告書』2009.3，pp.10-11. <<http://www.env.go.jp/council/40chikyu-tax/r400-01.pdf>>

(152) 「国際連帯税創設を求める議員連盟が設立されました（2月28日）」グローバル・タックス研究会，2008.3.3. <<http://blog.goo.ne.jp/global-tax/e/9b50a03df8ba4f559b8310753f8180fe>>

(153) 「「開発資金のための連帯税に関するリーディング・グループ」への我が国の正式参加について」外務省，2008.9.26. <[http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/h20/9/1183470\\_915.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/h20/9/1183470_915.html)>

(154) 「開発のための革新的資金調達に関するリーディング・グループ（LG）第 8 回総会の開催」外務省，2010.12.17. <[http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/22/12/1217\\_04.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/22/12/1217_04.html)>

(155) 「国際連帯税を推進する市民の会とは？」<[http://web.archive.org/web/20130115031839/http://acist.jp/index.php?option=com\\_content&view=article&id=50&Itemid=27](http://web.archive.org/web/20130115031839/http://acist.jp/index.php?option=com_content&view=article&id=50&Itemid=27)>

とその第一歩として航空券連帯税の早期導入を提言する最終報告を公表した<sup>(156)</sup>。

日本円に通貨取引税を導入した場合、税収は、25～60億ドル、GDPの0.05～0.1%程度との推計がなされている(表6)。なお、この税収(対GDP比)は、廃止された有価証券取引税・取引所税と同程度の規模である(図3)。

外務省は、2009年から国際協力資金の調達を目的とする国際(開発)連帯税<sup>(157)</sup>(課税方法は未定)の新設を求める税制改正要望を毎年行っている。一方、金融庁の金融税制研究会は、金融取引税について、流動性を低下させ、価格発見機能の効率性を下げ、資源の適正な配分を妨げるとして、導入に強く反対している<sup>(158)</sup>。また、日本経済団体連合会も、税制改正に関する提言の中で、国際競争力の低下などへの懸念から国際連帯税(航空券連帯税、金融取引税)の導入に

反対している<sup>(159)</sup>。

税制改正の議論では、平成22年度税制改正大綱(2009年12月)で、国際連帯税を項目の一つとして取り上げ、地球規模の問題解決のために検討を早急に進めるとした<sup>(160)</sup>。これを受けて、政府税制調査会は、2010年に専門家委員会の下に国際課税小委員会を設けて、国際連帯税を含む国際課税分野の諸課題について検討を行い、論点整理を行った。この中で通貨取引税については、課税による租税回避、取引量の減少による税収の減少、税負担の顧客への転嫁、単独で実施した場合の国際金融市場での日本の地盤沈下、国家間の合意の困難性、為替相場の変動性の増加、経済取引に歪みをもたらす可能性、CLS銀行を通じた徴税の問題点などを論点として指摘している<sup>(161)</sup>。平成23年度税制改正大綱(2010年12月)では、国際連帯税について、前

表6 日本円に通貨取引税を導入した場合の税収の推計

推計者(公表年)	対象年	対象取引	取引量の減少	税率(%)	税収(10億ドル)	国税全体に占める比率	対GDP比
S. Spratt (2006)	2004	直、デ	-2.5%	0.005%	2.5	0.56%	0.05%
			-5%	0.01%	4.85	1.09%	0.1%
R. Schmidt (2007)	2007	直、デ(渡、オ)	-14%	0.005%	5.59	1.25%	0.13%
リーディンググループ・タスクフォース(2010)	2009	直、デ(渡、ス)	直 -14.6% 渡 -11.68～-14.6% ス -9.73～-50.93%	0.005%	4.12～5.94	0.96～1.38%	0.08～0.12%

対象取引 直=スポット 渡=先渡 ス=スワップ オ=オプション デ=デリバティブ。

先渡、スワップ、オプションは、デリバティブの一種。

(出典) *Globalizing solidarity: The Case for Financial Levies: Report of the Committee of Experts to the Taskforce on International Financial Transactions and Development*, Leading Group on Innovative Financing for Development, 2010, pp.21-23. <[http://www.leadinggroup.org/IMG/pdf\\_Financement\\_innovants\\_web\\_def.pdf](http://www.leadinggroup.org/IMG/pdf_Financement_innovants_web_def.pdf)> ; R. Schmidt, *The currency transaction tax: rate and revenue estimates*, The North-South Institute, 2007.10, pp.7-10. <<http://www.nsi-ins.ca/content/download/CTT%20revenue.pdf>> ; S. Spratt, *A Sterling Solution: Implementing a Stamp Duty on Sterling to Finance International Development 2nd ed.*, Stamp Out Poverty, 2006.9, p.55. <<http://www.stampoutpoverty.org/wp-content/uploads/2012/10/A-Sterling-Solution.pdf>> ; *International Financial Statistics Yearbook 2011*, IMF, 2011, p.417 ; 中村稔編著『図説日本の税制 平成24年度版』財経詳報社, 2012, pp.347-348 ; 「2010年度国民経済計算(2005年基準・93SNA) : 国内総生産勘定(生産側及び支出側)」内閣府 <[http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data\\_list/kakuhou/files/h22/tables/22a1\\_jp.xls](http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kakuhou/files/h22/tables/22a1_jp.xls)> を基に筆者作成。

(156) 『環境・貧困・格差に立ち向かう国際連帯税の実現をめざして—地球規模課題に対する新しい政策提言—国際連帯税推進協議会最終報告書 [増補版]』2010.10.10. <<http://wfmhokkaido.com/library/index.php?ID=73>>

(157) 「平成22年度税制改正(租税特別措置)要望事項: 国際開発連帯税の新設」外務省, 2009. <[http://www.cao.go.jp/zei-cho/youbou/pdf/mofa/22y\\_mofa\\_k\\_02.pdf](http://www.cao.go.jp/zei-cho/youbou/pdf/mofa/22y_mofa_k_02.pdf)> 平成22～24年度までは国際開発連帯税として要望。平成25年度税制改正要望事項では国際連帯税。

(158) 「金融税制研究会 論点整理」金融庁, 2010.7.29, p.7. <<http://www.fsa.go.jp/singi/zeiseikenkyu/rontenseiri.pdf>>

(159) 「平成25年度税制改正に関する提言」日本経済団体連合会 2012.10.5, p.23. <[http://www.keidanren.or.jp/policy/2012/069\\_honbun.pdf](http://www.keidanren.or.jp/policy/2012/069_honbun.pdf)>

(160) 「平成22年度税制改正大綱—納税者主権の確立へ向けて—」2009.12.22, p.19. <<http://www.kantei.go.jp/jp/kakugi/kettei/2009/1222zeiseitaikou.pdf>>

(161) 税制調査会専門家委員会 前掲注(38)

述の論点整理を参考にしつつ、真摯に検討を行うとした<sup>(162)</sup>。また、平成 24 年度税制改正大綱(2011 年 12 月)でも、国際的な取組みの進展を踏まえ、今後、真摯に検討を行うとしていた<sup>(163)</sup>。さらに、平成 25 年度の税制改正に向けた民主党政権の下での政府税制調査会では、各論に入れば(委員)それぞれの立場、また、それぞれの考えがあるが、総論賛成という(導入の)方向性は一致しており、今後議論を深めていきたいと取りまとめられていた<sup>(164)</sup>。

しかし、政権交代後の自由民主党政権下での平成 25 年度税制改正大綱(2013 年 1 月)では、国際連帯税の項目は設けられず、国際連帯税への言及もされていない。<sup>(165)</sup>

なお、2012 年 8 月に成立した消費税法等改正法(第 7 条第 7 項)<sup>(166)</sup>では、国際連帯税について国際的な取組みの進展状況を踏まえつつ、検討することが定められている。

代わりに

トービン博士の提案から 40 年近くが経過したトービン税は、主な課税目的が通貨投機の抑制から税収の確保へと変化し、課税の対象も通貨取引から金融取引へと広がっている。また、税収の使途も開発支援などの地球規模の課題の解決のための資金源と世界金融危機などにおける金融機関への公的支援でひっ迫した各国の財政に対する新たな財源とに二重構造化している<sup>(167)</sup>。

このため、報道等で言及される「トービン税」が、本来のトービン税とは意味するところが異なる場合もあるので注意が必要であろう(図 4)。同様に金融取引税についても、現在金融取引への課税(その大部分は課税対象に通貨取引やデリバティブ取引を含んでいない)を実施している国があり、金融取引税という同一の用語を使用

図 4 本稿で「トービン税」として取り上げた主な税

	本来のトービン税 (通貨取引税)	シュパーン税	通貨取引開発税 (特定通貨取引税)	グローバル 通貨取引税	金融取引税(広義)	EUの金融取引税案
課税対象	通貨取引			金融取引		
	スポット取引	スポット・デリバティブ取引		CL5 銀行を通じる すべての通貨の すべての取引	すべての金融取引	スポットの通貨取引 以外の金融取引
税率	0.1% ~ 1% 単一税率	ス 0.02% デ 0.01% 投機取引へは 為替課徴金	0.005% 市場の混乱の最小限化、租税回避のリスクの限定化のため、極めて低い税率		0.5 ~ 0.005% 有価証券、デリバティブ 等の種類によって異なる	有価証券 0.1% デリバティブ 0.01%
主な課税目的	投機の抑制		税収の確保			
税収の主な使途	-		世界規模の課題(開発支援、地球温暖化など) の解決のための新たな資金源		金融機関への支援などでひっ迫する 各国財政の新たな資金源	
			国際連帯税			

(出典) 筆者作成。

<sup>(162)</sup> 「平成 23 年度税制改正大綱」2010.12.16, p.27. <<http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2010/h23zeiseitaikou.pdf>>

<sup>(163)</sup> 「平成 24 年度税制改正大綱」2011.12.10, p.13. <[http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/24taikou\\_3.pdf](http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/24taikou_3.pdf)>

<sup>(164)</sup> 「平成 24 年度 第 7 回税制調査会議事録」2012.11.24, pp.7-15. <[http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2012/\\_icsFiles/afeldfile/2012/11/20/24zen7kaia\\_1.pdf](http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2012/_icsFiles/afeldfile/2012/11/20/24zen7kaia_1.pdf)>

<sup>(165)</sup> 「平成 25 年度税制改正の大綱」(平成 25 年 1 月 29 日閣議決定) <[http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2013/250129taikou.pdf](http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2013/250129taikou.pdf)>

<sup>(166)</sup> 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」(平成 24 年 8 月 22 日法律第 68 号)

<sup>(167)</sup> 寺島実郎「マネーゲームの制御と環境問題の解決を国際連帯税で実現する」『税理』53(9), 2010.7, pp.2-5.

しているため、導入の議論がなされている広義の金融取引税との関係が分かりづらくなっている部分もある。既存の金融取引税が、広義の金融取引税の実現とどのように結びついていくかは、慎重に考える必要がある。さらに、税収の用途についても、見込まれる税収全体を開発資金などの特定の目的の財源と見なす議論もあるが、課税は各国がそれぞれ自国の法律に基づき実施するものであり、フランスの金融取引税に見られるように開発資金としてあてられるのは税収の一部であることにも注意が必要であろう。国内外の様々な分野で資金不足が顕在化しており、シュパーンも指摘するように、税収の振分けで合意を得るのは相当の困難が予想され

よう。

日本では、これまで国際連帯税として通貨取引開発税を中心に検討が進んできたが<sup>(168)</sup>、EUの金融取引税案ではスポットの通貨取引は対象となっていない。金融商品の性格から、金融取引への課税がうまく機能するためには世界で同時に実施されることが望ましく、また、EUもG20を通じたグローバル・レベルの金融取引税の導入を目標の一つとしている。国際連帯税の検討にあたっては、EUの動向に注目していく必要がある。

(やまぐち かずゆき・専門調査員)

---

(168) 外務省 前掲注(73), p.5.